

官報 号外

昭和四十二年五月二十五日

○第五十五回 国会 衆議院会議録 第十六号(一)

昭和四十二年五月二十五日(木曜日)

連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

日程第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

午後二時十二分開議

(審査第五部の事務)
第四十三条の三 審査第五部においては、電気及び通信に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

第五十条第一項の表中「一」、「一五人」を「一、二三一人」に、「一、五五八人」を「一、六二五人」に、「一二、八五〇人」を「一二、九三三人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は、一万千百三十三人とする。

右
国会に提出する。

内閣總理大臣 佐藤 栄作

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 下水道整備緊急措置法案(内閣提出)

日程第八 日本蚕糸事業團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五号の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第九条第二項中「産業立地部」を「立地公害部」に改める。

第二十五条第一項の表中重油ボイラ規制審議会の項を削る。

第三十九条中「六部」を「七部」に、「審査第四部」を「審査第五部」に改める。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害防止に関する事務の増大に伴い、企業局の産業立地部を立地公害部に改めるとともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十九条中「六部」を「七部」に、「審査第四部」を「審査第五部」に改める。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害防止に関する事務の増大に伴い、企業局の産業立地部を立地公害部に改めるとともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の規定にかかるととともに、発明及び实用新案の審査に関する事務の増大に対処し、これらの事務を円滑に処理するため、特許庁に審査第五部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○本日の会議に付した案件

日程第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とソヴィエト社会主義共和国

に、特許庁に審査第五部を新設するほか、職員の定員を本省において十六人、特許庁において六十七人、計八十三人増員すること等であります。

本案は、三月十八日本委員会に付託、五月九日政府より提案理由の説明を聽取し、慎重審議を行ない、二十三日、質疑を終了、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

○議長(石井光次郎君) 日程第一、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたしました。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約について承認を求めるの件

右

日本国

昭和四十一年三月二十九日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

日本国外務大臣 権名悦三郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦大臣
アンドレイ・アンドレエヴィチ・グロムイコ

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約(同条約の議定書に関する交換公文を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。このとおり協定した。

第一部 定義

第一条

理由

政府は、領事の分野における日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事

条約(同条約の議定書に関する交換公文を含む)にて両国の国民及び利益の保護を容易にするため、昭和四十一年七月二十九日に東京で、日本

国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事

条約(同条約の議定書に関する交換公文を含む)に署名した。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 日程第一、日本国とソ

ヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたしました。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約(同条約の議定書に関する交換公文を含む)にて両国の国民及び利益の保護を容易にするため、昭和四十一年七月二十九日に東京で、日本

国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事

条約(同条約の議定書に関する交換公文を含む)に署名した。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 日程第一、日本国とソ

ヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたしました。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

第二部 領事館の設置並びに領事官及び領事館職員の任命

第三条

(1)

派遣国は、館長を任命するに先だち、外交上の経路を通じて、その任命について接受国の同意を得なければならぬ。

(2) 領事館の設置の場所及び領事管轄区域の範囲は、派遣国と接受国との合意により決定され

事ができる。

(1)

派遣国は、接受国に領事館の設置並びに当該領事館の所在地を記載した領事委任状を外交上の経路を通じて接受国に提出しなければならない。

(2)

派遣国は、館長の任務の開始に先だち、その氏名及び階級並びに当該領事館の所在地を記載した領事委任状を外交上の経路を通じて接受国に提出しなければならない。

(3)

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。接受国は、必要があるときは、認可状を与えるまでの間、臨時

(4)

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。接受国は、必

(5)

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。接受国は、必

(6)

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

(7)

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

接受国は、(2)に規定する委任状が提出されたときは、領事館の長の資格において承認する認可状を、できる限りすみやかにかつ無料で、その館長に与えなければならない。

官報(号外)

第五条
接受国は、領事官の氏名を、遅滞なく、自國の関係當局に通報しなければならない。

第六条
領事官は、派遣國の國民でなければならない。

第七条
派遣國は、領事館職員の任務の開始に先だち、その氏名、国籍及び職務について外交上の経路を通じて接受國に通告しなければならない。

第八条
派遣國は、領事館職員の任務が終了したときは、外交上の経路を通じてその旨を接受國に通告しなければならない。

第九条
派遣國は、自國の國民であつて、すでに接受國にあるもの又は接受國に向かつて旅行中であるもののを領事官又は領事館職員として任命することができない。ただし、接受國において勤務している派遣國の外交使節團の構成員並びに領事官及び職員については、この限りでない。

第十条
接受國は、いつでも、理由を示さないで、派遣國に対し、領事官又は領事館職員である者が受け入れ難い者であることを外交上の経路を通じて通告することができる。その通告を受けた場合は、派遣國は、領事官又は派遣國の國民である領事館職員については、その者を召還し、派遣國の國民でない領事館職員については、その者の任務を終了させなければならない。派遣國がこの義務の履行を拒否した場合又は相当な期間内にその履行をしなかつた場合には、接受國は、その者を領事官又は領事館職員と認めるることを拒否すること

ができる。

第十一條

(1) 領事官が不在、病氣、死亡その他の理由によりその職務を遂行することができないときは、派遣國は、あらかじめ接受國に通告して、接受國にある他の領事官、領事館職員若しくは派遣國の外交使節團の構成員又は接受國が同意を与えたその他の者に、当該領事官に代わつてその職務を遂行することを一時的に命ずることができる。この項の規定に基づき領事官に代わつてその職務を遂行する者は、この条約に基づく権利、特權及び免除を享有し、かつ、この条約に基づく義務を負うものとする。

(2) この条約の諸規定は、派遣國の外交使節團の領事部の領事活動にも適用される。派遣國の外交使節團の構成員であつて、派遣國により領事職務を遂行する権限を与えられ、かつ、その旨が接受國に通報されたものは、この条約に基づく権利、特權及び免除を享有し、かつ、この条約に基づく義務を負うものとする。

(3) 第三十六条(5)に規定する場合を除くほか、(1)又は(2)にいう外交使節團の構成員による領事職務の遂行は、その者が外交使節團の構成員として享有する特權及び免除に影響を及ぼすものでない。

第三部 特權及び免除

第十四條

(1) 領事館には、派遣國の紋章及び派遣國の國語で領事館を示す適當な標識を掲げることができる。領事館には、また、派遣國の国旗を掲げる

ことができる。

(2) 館長は、その住居及びその任務の遂行のために使用する輸送手段に派遣國の紋章を附し、かつ、派遣國の国旗を掲げることができる。

第十五條

もつばら領事館の目的のために使用される土地、建物及び建物の一部並びに領事官の住居は、不可侵とする。接受國の警察その他の當局は、館長若しくはその指定する者又は派遣國の外交使節團の長の同意を得ないで、これらの土地、建物及び建物の一部並びに住居に立ち入つてはならない。この条約及び接受國の法令に規定する権利、特權及び免除を享有することができるよう、十分な便宜を与えるものと

する。

(1) 派遣國は、接受國の法令に従うことを条件として、領事館の事務所にあて、又は領事官若しくは派遣國の國民である領事館職員の住居にあてる目的をもつて、派遣國が必要とする土地、建物、建物の一部及び工作物を、接受國の法令に基づいて認められる保有形式により取得し、占有し又は賃借することができる。

(2) 接受國の當局は、必要な場合には、派遣國が(1)にいう目的のため土地、建物、建物の一部及び工作物入手することを容易にする措置を執るものとする。

(3) 派遣國は、当該地域に適用される建築若しくは都市計画に関する規制又はこれに類する規制に服することを免除されないことが了解される。

領事公文書は、不可侵とする。公の性質を有しない書類は、領事公文書の中に保管してはならない。

第十七條

(1) 領事館は、派遣國の政府並びに派遣國の外交使節團及び領事館(接受國にあるかどうかを問わない。)と通信する権利を有する。この目的のため、領事館は、すべての公共の通信手段又は伝書使及び公用の封印された袋その他容器を使用し、かつ、暗号又は符号を用いることができる。領事館が公共の通信手段を使用する際には、派遣國の外交使節團について適用される手数料と同様の手数料が適用される。

(2) 領事館の公の通信(通信手段のいかんを問わない)及び公用の封印された袋その他容器で公用であることを外部から識別することができると記号を附したもののは、不可侵とし、接受國の當局は、これを検閲し又は押収してはならない。及び公用の封印された袋その他容器で公用であることを外部から識別することができると記号を附したもののは、不可侵とし、接受國の當局は、これを検閲し又は押収してはならない。

(3) 伝書使として(2)に規定する公用の封印された袋その他容器を輸送する者は、外交伝書使が享有する権利、特權及び免除と同様の権利、特權及び免除を享有する。

第十八條

(1) 領事官又は派遣國の國民である領事館職員は、公務上の行為については、接受國の管轄権からの免除を享有する。

(2) 領事官又は派遣國の國民である領事館職員及びその世帯に属する家族の構成員で派遣國の國民であるものは、接受國の刑事上の管轄権から免

(3) 派遣國は、(1)又は(2)の規定に基づいて領事官の免除を享有する。

若しくは領事館職員又はその家族の構成員が享
有する免除を放棄することができる。放棄は、常
に明示的に行なうものとし、外交上の経路を通
じて書面により接受国に通告するものとする。

第十九条

(1) (3)の規定を害することなく、領事官又は領事
館職員は、接受國の司法当局又は行政当局から
要請されたときは、民事事件又は刑事事件にお
いて証人として証言を行なうものとする。ただ
し、領事官又は派遣國の国民である領事館職員
に対し、証人として証言を行なうこと又はこの
ため法庭に出頭することを強制する措置を執つ
てはならない。

(2) 領事官又は領事館職員に対して証人として証
言を行なうことを要請する接受國の司法当局又
は行政当局は、領事館の業務を妨げないようす
べての合理的な措置を執り、かつ、可能な場
合又は許される場合には、領事館又は当該領事
官若しくは当該領事館職員の住居において口頭
又は書面による証言を録取するように取り計ら
るものとする。

(3) 領事官又は領事館職員は、自己の公務の範囲
内の事項に関連する証言を行なうことを拒否す
ることができる。領事官又は領事館職員は、ま
た、派遣國の法令に関する鑑定人として証言を行
なうことを拒否することができる。

第二十条

領事官又は派遣國の国民である領事館職員及び
その世帯に属する家族の構成員であつて派遣國の
国民であるものは、接受國において国防に関する
役務及びその他のすべての種類の強制的役務を免
除される。

官 報 (号 外)

第二十二条
(1) 派遣國又は派遣國のために行動する一若しく
は二以上の者は、領事館の目的のために使用さ
れる不動産（領事館又は領事館職員の住居を含
む）及び動産の取得、所有、占有又は使用に関
し、接受國又はその地方公共団体が課するすべ
ての種類の租税又はこれに類する課徴金で、派
遣國又は派遣國のために行動する一若しくは二
以上の者が本来は法律上納付の義務を負うもの
(提供された特定の役務に対する給付としての性
質を有するものを除く)の納付を免除される。

(2) 領事官及び派遣國の国民である領事館職員
は、派遣國の労働の職員であり、かつ、接受國
において營利を目的とする私的な職業に従事し
ていないことを条件として、自己又はその世帯
に属する家族の構成員で派遣國の国民であるも
のの個人的な使用のための物品について、輸入
に対し又は輸入を理由として課される関税、内
國税その他の租税を免除されるものとし、その
免除は、派遣國の外交使節団の同等の種類の職
員に対して与えられる免除と同様のものとす
る。

(3) (2)に定める免除は、次のものについては、適
用しない。
(a) 接受国内における私的な不動産の取得、所
有、占有又は処分に対し課される租税（第
二十二条(1)の規定に基づいて納付を免除され
るものと含まない。）
(b) 接受国内に源泉がある所得で、(1)に定める
もの以外のものに對して課される租税
(c) 取引に對し、又は取引を有効なものとし若
しくは取引に関連する証書に對して課される
租税（すべての種類の印紙税を含む。）
(d) 接受國にある財産の贈与による移転に對し
て課される租税

(2) 派遣國は、領事官がその職務の遂行に関連し
て徴収する手数料に關し、接受國又はその地方
公共団体が課するすべての種類の租税又はこれ
に類する課徴金の納付を免除される。

(3) (2)の規定の適用上、「外交使節団の同等の種
類の職員」とは、領事官については外交官をい
い、また、領事館職員については事務及び技術
職員をいう。

(4) この条の規定に基づいて輸入された物品の處
分については、接受國の法令の適用があるもの
とする。

第二十三条

接受國又はその地方公共団体は、領事官若しく
は、派遣國の国民である領事館職員又はその世帯に
属する家族の構成員であつて派遣國の国民である
ものがもっぱら領事官若しくは領事館職員又はそ
の家族の構成員の資格において接受國内に居住し
ていたことに関連して所有していた動産について
は、死亡に基づく移転に關して課される租税又は
これに類する課徴金を免除するものとする。

第二十四条

領事官及び領事館職員は、國の安全上の理由に
より立入りを禁止し又は規制している地域に關す
る接受國の法令に従うことを条件として、その任
務を遂行するため、領事管轄区域内において自由
に移動し及び旅行することが認められるものとす
る。

第二十五条

(1) もっぱら領事館の公用のために輸入されるす

第二十七条

<p>この条約に基づき特権及び免除を享有するすべての者は、接受国の法令（交通規則を含む。）を尊重する義務を負う。ただし、その特権及び免除は、害されないものとする。</p> <p>第二十九条</p> <p>派遣国によつて所有され、かつ、領事館の公用に供されるすべての輸送手段及び領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての輸送手段は、接受国において、その法令に従つて第三者の損害に関する保険に付しておかなければならぬ。</p> <p>第四部 領事職務</p> <p>第二十九条</p> <p>(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、この部に定める職務を遂行する権利を有する。領事官は、さらに、接受国の法令に反しないその他他の領事職務を遂行することができる。</p> <p>(2) 領事官は、接受国の当局の同意を得て、その領事管轄区域外において職務を遂行することができること。</p> <p>(3) 領事官は、その職務の遂行に関連して、その領事管轄区域のある当局（中央政府機関の地方部局を含む。）に対して申入れを行ない、かつ、これと通信する権利を有する。</p> <p>(4) 領事官は、その職務の遂行に関連して、派遣国が定める手数料を徴収する権利を有する。</p> <p>第三十条</p> <p>領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行なう権利を有する。</p> <p>(a) 派遣国及びその国民の権利及び利益を擁護すること。</p> <p>(b) 派遣国と接受国との間の通商上、經濟上、文化上及び科学上の關係の發展を助長し、並びに</p>	
<p>その他の方法により両国間の友好關係の發展に寄与すること。</p> <p>第三十一条</p> <p>(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、派遣国のいかなる国民とも面会し、通信し、並びにこれに助言及びすべての援助（必要な場合に接受国の当局の下における訴訟その他の手続に關して与える法律上の援助を含む。）を与える権利を有する。</p> <p>(2) 接受国は、派遣国の国民が領事館と通信し、及び領事館を訪問することをいかなる方法によつても制限してはならない。</p> <p>第三十二条</p> <p>(1) 接受国の権限のある当局は、派遣国の国民が逮捕され、又はその他の場合において拘禁されたときは、直ちにその旨を適當な領事官に通報するものとする。</p> <p>(2) 領事官は、派遣国の国民が逮捕され、若しくはその他の場合において拘禁されたとき、又は有罪の判決を受けて監獄で刑に服しているときは、遅滞なく、その国民を訪問し及びその国民と通信する権利を有する。この権利は、接受国の法令に従つて行使されるものとする。ただし、これらの法令は、この権利を無効にするものであつてはならない。</p> <p>第三十三条</p> <p>領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行なう権利を有する。</p> <p>(a) 国籍に関する派遣国の法令に基づいて行なうことと要求される届出を受理すること。</p> <p>(b) 派遣国の国民を登録すること。</p> <p>(c) 派遣国の国民の出生若しくは死亡を登録し、</p>	
<p>又はその届出を受理すること。</p> <p>第三十四条</p> <p>(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、次のいずれかの場合には、署名を認証し及び証明し、法律的な性質を有する証書又は文書及びそれらの写しを作成し、認証し、証明し及び法律上正当なものとし、並びにこれらの書類を有効にするため必要なその他の措置を執ることができる。</p> <p>(2) いすれかの者により派遣国内における使用者のため又は派遣国の法令に基づき必要とされる場合</p> <p>(b) 派遣国の国民により派遣国外における使用者のため必要とされる場合</p> <p>(1) に定める行為を行なつた場合において、その証書又は文書が接受国内における使用のため又は接受国の法令に基づき必要とされるときは、接受国の当局は、接受国の法令に反しない限度において、次のことを行なうことができる。</p> <p>(a) 死亡した派遣国の国民が法定相続人又は動産である遺産の管理のため指名した遺言執行者を接受国内に有しない場合に、その死亡した国民の遺産である動産を一時的に保管すること。ただし、その一時的保管は、管理者が正當に任命されたときは、その管理者に引き継がれるものとする。</p> <p>(b) 死亡した派遣国の国民であつて、接受国内に遺言執行者及び法定相続人を有しないものの遺産を管理すること。ただし、その遺産を管理することを認められる場合にも、他の管理者が任命されたときは、領事官は、この管</p>	
<p>その他の方法により両国間の友好關係の發展に寄与すること。</p> <p>第三十五条</p> <p>(d) 接受国の法令に従つて成立した婚姻又は離婚で、少なくとも当事者の一方が派遣国の国民であるものを登録し、又はその届出を受理することとされるときは、その証書又は文書について法律上正当なものとする措置が執られるものとすと。</p> <p>第三十六条</p> <p>(1) 派遣国の国民が接受国の領域内で死亡した場合において、その死亡した領域内に法定相続人又は遺言執行者がないときは、接受国の關係地方当局は、できる限りすみやかに、領事官に通報するものとする。</p> <p>(2) 領事官は、關係司法当局の裁量の範囲内において、かつ、その時及びその場所で現に適用がある接受国の法令に基づき許容される場合において、次のことを行なうことができる。</p> <p>(a) 死亡した派遣国の国民が法定相続人又は動産である遺産の管理のため指名した遺言執行者を接受国内に有しない場合に、その死亡した国民の遺産である動産を一時的に保管すること。ただし、その一時的保管は、管理者が正當に任命されたときは、その管理者に引き継がれるものとする。</p> <p>(b) 死亡した派遣国の国民であつて、接受国内に遺言執行者及び法定相続人を有しないものの遺産を管理すること。ただし、その遺産を管理することを認められる場合にも、他の管理者が任命されたときは、領事官は、この管</p>	

理をその管理者に引き継ぐものとする。

(c) 死亡した者(国籍のいかんを問わない。)の財産で接受国内にあるものに関する派遣国の国民の利益を、その国民が接受国内に居住していないことを条件として、その国民が他の方法で代表されていない限り、代表することができない。ただし、この規定は、領事官に対し、弁護人として行動することを許すものではない。

(3) 領事官は、接受国の法令によつて禁止されない限り、派遣国の国民で接受国内に居住していないものに送付するため、その国民が他の者の死亡により受領する権利を有する金銭又は財産(遺産の取り分、労働者災害補償関係法令、恩給制度及び、一般に、社会福祉に関する制度に基づく支払並びに保険証券の収益を含む。)を、裁判所、公の機関又は配分を行なう者の裁量の範囲内で、受領することができる。裁判所、公の機関又は配分を行なう者は、領事官が次の事項に関して定められた条件に従うことと要求することができる。

(a) 前記の国民からの委任状その他の授権の文書の提示

(b) 前記の国民により前記の金銭又は財産が受領されたことの合理的な証拠の提供

(c) 前記の証拠を提供することができない場合における前記の金銭又は財産の返還

(4) (a) 派遣国の国民で接受国内に住所を有しないものが接受国内で旅行中又は通過中に死亡したときは、領事官は、死亡した国民が現に所持していた金銭及び物品を保全するため、直ちにそれらを保管する権利を有する。

(b) 領事官は、(a)にいう死亡した国民が個人的な使用のため現に所持していた金銭又は物品を、相続についての関係法令に従つて行なわざる処分のため、占有する権利を有する。ただし、その金銭又は物品を占有する権利については、接受国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、(2)及び(3)の規定によるものとする。

(5) 第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、領事官は、この条に規定する職務を遂行するとときは、その遂行に関する限度において、接受国の法令及び民事上の管轄権に服するものとする。

第三十七条

(1) 接受国の法令に基づき、派遣国の国民又はその財産のために後見人又は管理人を選任する必要が生じたときは、領事官は、後見人又は管理人の資格で行動する適当な者を接受国の裁判所その他権限のある当局に推薦することができるとする。

(2) 裁判所その他権限のある当局が、なんらかの理由により、(1)に基づき推薦された者を後見人又は管理人として選任することができないときは、領事官は、その他の者を推薦することができるとする。

第三十八条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内の港その他投錨地に入る派遣国の船舶に対して、すべての協力と援助を与える権利を有する。

(2) (1)にいう船舶が陸岸との自由な連絡を許されないときは、直ちに、領事官は、その船舶に乗り込むことができ、また、その船舶の長及び乗組員

は、領事官と通信し、及びその領事官を訪問することができる。

(3) 領事官は、派遣国の船舶並びにその船舶の長及び乗組員に関する領事官の職務に関連するいかなる事項についても、接受国の権限のある当局の援助を要請することができる。

(3) 領事官は、派遣国の船舶並びにその船舶の長及び乗組員に関する領事官の職務に関連するいかなる事項についても、接受国の権限のある当局の援助を要請することができる。

治療に関してあつせんその他の適当な措置を執ること。

第四十条

接受国の司法当局及び行政当局は、派遣国の船上でなんらかの強制措置を執り又はなんらかの正式の取調べを行なおうとするときは、適當な領事官にその旨を通報しなければならない。この通報は、緊急事態のために不可能である場合を除くほか、領事官又はこれに代わつて行動する者が現場に立ち会うことができるだけの時間的余裕があるよう、行なわなければならない。領事官又はこれに代わつて行動する者が現場に立ち会わなければならぬ。領事官は、船上でなんらかの強制措置を執り又はなんらかの正式の取調べを行なおうとするときは、適當な領事官にその旨を通報しなければならない。この通報は、緊急事態のために不可能である場合を除くほか、領事官又はこれに代わつて行動する者が現場に立ち会うことができるだけの時間的余裕があるよう、行なわなければならない。領事官又はこれに代わつて行動する者が現場に立ち会わなければならぬ。領事官は、要請を行なうことにより、前記の当局からどのよきなことを行なつたかについての十分な情報を受けることができる。もつとも、この条の規定は、税關、出入國管理又は公衆衛生に関する通常の検査及び船舶の長の要請に基づき又はその同意を得て執られる措置について、適用しない。

第四十一条

(1) 派遣国の船舶が接受国内において難破、座礁その他の事故に遭遇したとき、又は第三国との離れた船舶の貨物の一部をなす物品で派遣国の國民の財産であるものが接受国の海岸若しくはその附近で発見され、若しくは接受国の港に搬入されたときは、接受国の権限のある当局は、その旨をできる限りすみやかに領事官に通報するものとする。

(2) 接受国の権限のある当局は、派遣国の遭難した船舶、その船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産並びにその船舶に属し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離され

る届出書その他の文書を受理し、作成し又は施行すること。

(d) 船舶及び乗組員に関する派遣国の法令に定める届出書その他の文書を受理し、作成し又は施行すること。

(e) 船舶の長又は乗組員の送還及び病院における

官報(号外)

(3) 領事官は、派遣国の遭難した船舶及びその船上にある者に対し、すべての援助を与え、かつ、この目的で接受国の権限のある当局に援助を要請することができる。領事官は、また、(2)に規定する措置及び船舶の修復のための措置をみずから執り、又は接受国の権限のある当局に対してもこれらの措置を執るよう必要と要請することができる。

(4) 派遣国の遭難した船舶又はその貨物に関連して、所有者又は所有者に代わって行動する権限を有するいずれかの者が必要な取決めを行なうことができない立場にあるときは、領事官は、

所有者に代わってこの取決めを行なう権限を与えられているものとみなす。領事官は、また、同様の状況において、派遣国又はその国民が所有する貨物で接受国以外のいずれかの国の遭難した船舶から発見され、又は接受国の港に搬入されたものに關連して、所有者に代わって取決めを行なう権限を与えられているものとみなす。他の財産及び物品について、接受国内における使用又は消費のため引き渡された場合を除くほか、接受国内においていかなる関税その他租税及びこれらに類する課徴金をも課してはならない。

第三十八条から第四十一条までの規定は、航空機（軍用航空機を除く。）について準用する。

第五部 最終規定
第四十三条

たものの保護のために執つた措置について、領事官に通報するものとする。

(3) 領事官は、派遣国の遭難した船舶及びその船上にある者に対し、すべての援助を与え、かつ、この目的で接受国の権限のある当局に援助を要請することができる。領事官は、また、(2)に規定する措置及び船舶の修復のための措置をみずから執り、又は接受国の権限のある当局に対してもこれらの措置を執るよう必要と要請することができる。

(4) 派遣国の遭難した船舶又はその貨物に関連して、所有者又は所有者に代わって行動する権限を有するいずれかの者が必要な取決めを行なう

ことができない立場にあるときは、領事官は、

所有者に代わってこの取決めを行なう権限を与えられているものとみなす。領事官は、また、同様の状況において、派遣国又はその国民が所有する貨物で接受国以外のいずれかの国の遭難した船舶から発見され、又は接受国の港に搬入されたものに關連して、所有者に代わって取決めを行なう権限を与えられているものとみなす。他の財産及び物品について、接受国内における使用又は消費のため引き渡された場合を除くほか、接受国内においていかなる関税その他租税及びこれらに類する課徴金をも課してはならない。

第三十八条から第四十一条までの規定は、航空機（軍用航空機を除く。）について準用する。

第五部 最終規定
第四十三条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、モスクワで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を存続する。

(2) この条約は、前記の五年の期間が満了する十二箇月前までに、一方の締約国が他方の締約国に対し、この条約を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後も、一方の締約国が他方の締約国に対して終了の意思を通告した日から十二箇月を経過するまで、効力を存続する。

以上の証拠として、両締約国の全権委員は、この条約に署名調印した。

一千九百六十六年七月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国のために

権名悦三郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

A・グロムイコ

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の議定書

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約（以下「条約」という。）に署名するにあたり、兩締約国の下名の全権委員は、条約第三十

1 派遣国の国民が逮捕され、又はその他の場合において拘禁されたことについての領事官に対する通報は、逮捕又は拘禁の時から、通信手段の状況に応じて一日から遅くとも三日までの期

間内に行なわなければならない。

2 領事官が、派遣国の国民であつて逮捕され、又はその他の場合において拘禁されているものを訪問し及びその者と通信する権利は、逮捕又は拘禁の時から、その者が所在する場所に応じて二日から遅くとも四日までの期間内に行使することができるものとする。

3 領事官が、派遣国の国民であつて逮捕され、若しくはその他の場合において拘禁され、又は有罪の判決を受けて監獄で刑に服しているものを訪問し及びその者と通信する権利は、引き続

いて行使することができるものとする。

以上の証拠として、両締約国の全権委員は、この議定書に署名調印した。

一千九百六十六年七月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国のために

権名悦三郎

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の議定書

A・グロムイコ

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約（以下「条約」という。）に署名するにあたり、兩締約国の下名の全権委員は、条約第三十

二条の規定の適用に関し、条約の不可分の一部を

文

（証文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本署名されたソヴィエト社会主義共和国連邦と日本

国との間の領事条約の議定書に言及し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋（日本海、オホーツク海及びベーリング海を含む。）に

おいて、領海規制の侵犯を理由として、逮捕し又は拘禁した日本国民に関する、議定書の規定の適用の方法について両国政府間で次の了解に到達したこと

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本署名されたソヴィエト社会主義共和国連邦と日本

国との間の領事条約の議定書に言及し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋において、領海規制の侵犯を理由として拘禁したことを確認する光榮を有します。

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋において、領海規制の侵犯を理由として拘禁したことについての在ソヴィエト連邦日本大使館の領事部に対する通報は、逮捕又は拘禁の時から十日以内に行なわなければならぬ。

2 (a) 領事職務を遂行する権限を与えられている在ソヴィエト連邦日本大使館の構成員によることにいう国民の訪問は、各場合に外交上の経路を通じて両国間で合意されるところに従つて行なわれる。

(b) 前記の構成員は、公共の通信手段を通じて、この書簡のいかなる規定も、領海の範囲及び漁業管轄権に関する両国の立場になんらの影響を与えるものとみなしてはならない。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を

（ソヴィエト連邦側書簡）

（日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の議定書）

8

確認する閣下の返簡が、この問題に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十六年七月二十九日

ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣

A・グロムイコ

官報(外)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、本日署名されたソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の領事条約の議定書に言及し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋（日本海、オホーツク海及びベーリング海を含む。）において、領海規制の侵犯を理由として、逮捕し又は拘禁した日本国民に關し、議定書の規定の適用の方法について兩国政府間で次の了解に到達したことを確認する光榮を有します。

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の当局が、北西太平洋において、領海規制の侵犯を理由として、日本国民を逮捕し又はその他の場合において拘禁したことについての在ソヴィエト連邦日本大使館の領事部に対する通報は、逮捕又は拘禁の時から十日以内に行なわなければならぬ。

2(a) 領事職務を遂行する権限を与えてい

る在ソヴィエト連邦日本大使館の構成員による在ソヴィエト連邦日本大使館の構成員

による1にいう国民の訪問は、各場合に外

交上の経路を通じて両国間で合意されるところに従つて行なわれる。

(b) 前記の構成員は、公共の通信手段を通じて、書簡又は電報により1にいう国民と通信することができる。

3 この書簡のいかなる規定も、領海の範囲及び漁業管轄権に關する両国の立場になんらの影響を与えるものとみなしはならない。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を確認する閣下の返簡が、この問題に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、閣下の書簡に述べられた了解を確認し、かつ、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすこととに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十六年七月二十九日

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、本日署名されたソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の領事条約の議定書に言及し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の

当局が、北西太平洋（日本海、オホーツク海及びベーリング海を含む。）において、領海規制の侵犯を理由として、逮捕し又は拘禁した日本国民に關し、議定書の規定の適用の方法について兩国政府間で次の了解に到達したことを確認することに同意する光榮を有します。

本大臣は、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすこととに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十六年七月二十九日

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

A・グロムイコ閣下

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。外務委員会理事永田亮一君。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○議長（石井光次郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

〔内田常雄君登壇〕

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長内田常雄君。

の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの法律案は、いずれも本年度における税制改正の一環をなすものであります。また、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げますと、この改正案におきましては、

第一に、所得税をかけられない所得の限度、すなわち、いわゆる課税最低限度の引き上げをはかるために、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除など、控除金額の拡大を行ない、その結果、夫婦と子供三人のいわゆる標準世帯における給与所得者の課税最低限は、現在の年約六十三万円から七十四万円弱へと約十一万円近く引き上げられることになつております。

第二に、勤労者の受ける退職金、すなわち退職所得につきまして、所得税をかけられない特別控除額を、勤続年数が長くなるに応じて拡大するよう改正して、たとえば三十五年勤続者を例にすれば、退職金五百万円までは非課税となるようされております。

第三は、中小企業における青色申告者の専従者給与に関する制度について、昭和四十三年分から法定限度を撤廃して、中小企業界多年の要望である完全給与制度を実施に移すこととしております。

その他、現行の少額貯蓄非課税制度の適用要件

を緩和すること、障害者控除、寡婦控除など各般

の社会政策的配慮に基づく諸控除について、現行

の税額控除方式を所得控除方式に改めること、配偶者控除及び扶養控除の適用を受けられる所得限

度を適当に引き上げること、里子扶養控除の対

象に加えること、譲渡所得等の特別控除並びに資

産所得の合算課税を行なう所得限度をそれぞれあ

る程度引き上げること、小規模企業の所得計算に

現金主義を適用することなど、税制の合理化、簡

素化のための幾つかの改正を行なつております。

次は、法人税法の一部を改正する法律案であり

ますが、今回の改正は、法人の清算所得に対する

課税方式の合理化、法人の中間申告不要限度の引

き上げ、法人の課税所得計算について一般の会計

慣行の尊重など、もっぱら制度の簡素、合理化の

ための改正にとどめられております。企業課税制

の根本に触れる法人税法の改正については、今

回は見送られております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案につい

て申し上げます。

今回の改正の第一は、配偶者に対する相続税の

減税でありまして、遺産総額三千万円までの相続

分については、配偶者は、現在半額課税の制度に

なつておりますのを、さらに進めて、全額免除と

しようとするものであります。そのほか、生命保

険及び死亡退職金についての非課税限度の計算

を納税者の利益を考慮しつつ改正合理化するこ

と、相続税の総額を各相続人に案分する場合の計算の簡素化をはかることなどをその内容といたし

ておりました。

以上の三法律案につきましては、参考人を招いて意見を聴取する等、長期間にわたり慎重審査を行ないました。

論議の内容は、自然増収の見積もり、所得税に

おける課税最低の引き上げの問題、生計費、物価

上昇と減税の問題、各種の所得者に対する課税所

範にわたりましたが、その詳細は会議録に譲ること

といたします。

昭二君は、相続税法の改正案には賛成、他の二法

案に反対の旨を、自由民主党を代表して小宮山重

四郎君は三法律案とも賛成の旨を、また、民主社

会党を代表して竹本孫一君は、所得税法改正案に

は反対、他の二法律案に賛成の旨を、それぞれ述

べられました。

次いで、各案について採決いたしましたところ、

相続税法の一部を改正する法律案及び法人税法

の一部を改正する法律案は起立多数をもつて、相

続税法の一部を改正する法律案は全会一致をもつ

て、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 三案中、日程第三及び第四につき討論の通告があります。順次これを許します。阿部助哉君

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法並びに法人税法の一部を改正する両法律案に反対の討論を行なわんとするものであります。

まず、近代税法の大宗であります所得税法におきましては、第一に、富の再分配機能を果たすた

め、応能の原則、公平の原則と、第二には、生計費には課税せずといふ原則が貫かなければなりません。ここに視点を置いて両改正案を検討いたしましたとき、幾つかの大きな欠陥を指摘せざるを得ないものであります。

われわれは、本法律案の審議にあたり、標準世帯の課税最低限百万円まで実施を強く要求し、その根柢を明らかにして、政府を追及してまいりました。四十二年度は、国債発行第三年目に当たり、大資本の設備投資は盛んになり、政府部内においてすらその過熱を警戒する声が上がっておるのであります。物価の上昇は、政府の想定する四・五%をはるかに上回ることは必至の情勢にあります。政府の控え目な計算によつても、四十二年度における税の自然増収は七千三百五十億円、所得税だけでも二千二百四十五億円が見込まれておるのであります。それにもかかわらず、減税規模はわずかに千八十億にすぎない。これでは物価調整減税としても足りず、減税どころか、実質的には増税となつてゐるのであります。(拍手)

わが党は、さきの総選舉にあらわれた勤労大衆

の切実な要求にこたえ、民社、公明の両党に呼び

かけ、三党提携して、標準世帯の課税最低限百万

円まで引き上げることを政府に強く申し入れたの

であります。ところが、政府は、勤労大衆の生活

実態から目をそらし、国民の声に耳をふさぎ、与

野党話し合いの政治を放棄して、預算にも七十四

万円を固持して譲らなかつたことに對しまして

は、勤労大衆とともに強く不満の意を表するもの

であります。(拍手)

政府は、控除額を十万円引き上げることによつて勤労者の生活に相当の効果があると強弁しておるのであります。が、政府の考へている人間の生活とはどのような生活を予想しておられるのでありますか。政府や自民党は、日本の経済の現状を先進国並みになつたと誇示しております。確

かに日本の大資本は世界のAクラスにランクされ
るまでに成長いたしました。しかし、勤労大衆の
生活は、男子一日二百五円、一食わずかに六十八
円の食費を押しつけられているのであります。さ
らに今年度は消費者米価の値上がり分千二百億、
政府管掌健康保険税の負担増四百九十四億、この
二つだけでも一千六百九十四億円であって、公共
料金、一般物価の値上がり分を別にいたしまして
も、すでに所得減税千八十万億をはるかに上回り、
減税効果は全くなくなっているのであります。

す。資産に対する利子・配当の特別措置によつて二百一十六万円まで非課税とする優遇措置とあわせ考えるとき、あまりの不公平に驚くのであります。佐藤総理の唱える人間尊重とはほど違ひます。(拍手)

措置により、不公平、不均衡を助長せんと
法案に反対して、討論を終わります。(拍手)
○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君。

かに日本の大資本は世界の A クラスにランクされ
るまでに成長いたしました。しかし、勤労大衆の
生活は、男子一日二百五円、一食わずかに六十八
円の食費を押しつけられているのであります。さ
らに今年度は消費者米価の値上がり分千二百億、
政府管掌健康保険税の負担増四百九十四億、この
二つだけでも一千六百九十四億円であって、公共
料金、一般物価の値上がり分を別にいたしまして
も、すでに所得減税千八十九億をはるかに上回り、
減税効果は全くなくなっているのであります。
（拍手）

す。資産家に対する利子・配当の特別措置によつ
て二百二十六万円まで非課税とする優遇措置とあ
わせ考えるとき、あまりの不公平に驚くのであります
まして、佐藤総理の唱える人間尊重とはほど遠い
政策といわなければなりません。（拍手）

次に、法人税法についてであります。

わが党は、法人税法そのものについて抜本的な
改正を必要と考えておりますが、今回政府提案の
一部改正案は、表面簡素化をうたいながら、会計
処理の基準のように、大法人の恣意的な運用に
よつて、税務行政につきまづ、分断決算の場合

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君。
〔西岡武夫君登壇〕
○西岡武夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案に対し、政府提出の各原案に賛成するものであります。(拍手)

ものであり、まことに時宜を得た措置と存じます。

第二に、昭和四十三年一月から青色申告納税者に対するいわゆる完全給与制を実現するため、専従者控除制度の改正を行なう点は、中小事業者が久しく待望してきた懸案にこたえる画期的な措置であります。このことによつて中小事業者の体質は少なからず強化されるものと確信し、心から賛意を表するものであります。

さらに、所得税制の整備、合理化あるいは簡素化をはかるところのその他の改革点も、内訳者より更

ことに、ボーダーラインにあります低額所得者には、米価の値上がりの影響だけでも、減税どころか、かえって生活苦を一そう深めるものであります。(拍手)若いサラリーマンにとりましてはさうに重税でありますて、戦前、昭和九年から十一年まで独身者の課税最低限は千五百円であつて、今日の貨幣価値にインフレートするならば、六万円までは税金がかからなかつたのであります。ところが、この改正によつても二十六万七千円が最低限であつて、今日所得税が若い人たちに広くかつ重い税制であることを指摘せざるを得ないのです。(拍手)

さらに、身体障害者、老齢者に対する控除は、六千円の税額控除でありますましたものを、七万円の所得控除に改めたのでありまするが、なるほど、高額所得の家庭にとしましては何がしかの軽減になつておるのでありますけれども、身体障害者や老齢者を持つ低額所得の家庭負担は、ほとんど

きびしい徴税の方向が隠されておるのであります。国税通則法の制定段階でわが党が指摘したに
よりて、通達主義、中小法人いじめ、記帳義務の強化など、大法人と中小法人の差別を一段と強化す
るものであります。

今日法人税の改正を行なわんとするならば、むしろ、政治の腐敗と関連して、国民の不信と疑惑の
焦点となつておる法人の交際費並びに寄付金の規制強化こそ急務であると考えるのであります。
(拍手)資本金の千分の二・五、所得の百分の二・五を合わせた半分までの寄付を非課税としておりま
す。したがつて、八幡製鉄に例をとるならば、前年度決算で二億四千万円まで政治献金を行なう
ことが可能であります。今日、資本金十億円以上
の法人は九百をこえておるのであります。いま
や、寄付金、交際費の問題は、単に税制に対する
不信の域を越えて、国民道義の問題になつてゐる
からであります。

所得税は、納税者にとって最も負担感が強く、また、その税率の累進性を考えるとき、経済の成長と所得水準の上昇に応じて負担の軽減をはからなければ、その負担が急速に増加する傾向を持つことは周知のとおりであります。

わが自由民主党並びに政府は、このような観点から、今日まで中小所得者を中心とする所得税減税に最も力を注ぐ減税政策を実施してまいりましたが、今後さらにこのような政策を強く推進しなければなりません。(拍手)特に、標準世帯の所得税の課税最低限をできるだけ早い機会に百万円に引き上げることは、わが自由民主党が公約した租税政策の当面最大の目標であります。

政府提出の所得税改正法案は、この目標へ前進の一歩として、課税最低限を七十四万円程度に引き上げることを目途として、諸控除の引き上げを行なうほか、永年勤続者の優遇に配意して、退職所得の課税最低限を五百万円程度に引き上げる

す。 宜のため実情に即した適切な措置であると考えます。

今日、資本の自由化の時代を迎え、本格的開放経済体制に入らんとする国際経済社会の動向のもとで、わが国において産業と生活基盤の急速な強化と整備が強く要請されるところあります。この財政需要のきわめて大きい現状の中にあってなお、政府原案は財源の許す限り中小所得者の負担軽減のため最大の努力を尽くしているものと見るべきであり、直ちに課税最低限百万円を実施せよといふ野党諸君の主張は、現実問題として実行不可能の片手落ちの議論と申さなければなりません。

したがつて、私は、この際、特に政府に対し、課税最低限百万円のなるべくすみやかな実現に今後一段の努力を払われるよう強く要望いたしまして、政府原案に賛成するものであります。(拍手)

次に、法人税法改正法案について申し述べます。

今回の改正においては、企業の体質改善、中小企業の体質強化等の要請にこたえる企業税制面の施策は、主として別途租税特別措置法の改正によ

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君登壇

西岡武夫君登壇

○西岡武夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案に対し、政府提出の各原案に賛成するものであります。(拍手)

国民経済の均衡ある発展と拡大を推進するためには、国民生活の安定が重要な条件であります。したがつて、税制のあり方は、健全な家計の形成に寄与し得るよう絶え間ない配慮が必要であります。

所得税は、納税者にとって最も負担感が強く、また、その税率の累進性を考えるとき、経済の成長と所得水準の上昇に応じて負担の軽減をはからなければ、その負担が急速に増加する傾向を持つことは周知のとおりであります。

わが自由民主党並びに政府は、このよくな観点から、今まで中小所得者を中心とする所得税減税に最も力を注ぐ減税政策を実施してまいりましたが、今後さらにこのような政策を強く推進しなければなりません。(拍手)特に、標準世帯の所得税の課税最低限をできるだけ早い機会に百万円に引き上げることは、わが自由民主党が公約した租税政策の当面最大の目標であります。

政府提出の所得税改正法案は、この目標へ前進の一歩として、課税最低限を七十四万円程度に引き上げることを目指として、諸控除の引き上げを行なうほか、永年勤続者の優遇に配意して、退職所得の課税最低限を五百万円程度に引き上げる

ものであります。まことに時宜を得た措置と存じます。

第二に、昭和四十三年一月から青色申告納税者に対するいわゆる完全給与制を実現するため、専従者控除制度の改正を行なう点は、中小事業者が久しく待望してきた懸案にこたえる画期的な措置であります。このことによつて中小事業者の体質は少なからず強化されるものと確信し、心から賛意を表するものであります。

さらに、所得税制の整備、合理化あるいは簡素化をはかるためのその他の改正点も、納税者の便宜のため実情に即した適切な措置であると考えます。

今日、資本の自由化の時代を迎へ、本格的開放経済体制に入らんとする国際経済社会の動向のもとで、わが国において産業と生活基盤の急速な強化と整備が強く要請されるところであります。この財政需要のきわめて大きい現状の中につれてなお、政府原案は財源の許す限り中小所得者の負担軽減のため最大の努力をつくしてゐるものと見るべきであり、直ちに課税最低限百万円を実施せよといふ野党諸君の主張は、現実問題として実行不可能の片手落ちの議論と申さなければなりません。したがつて、私は、この際、特に政府に対し、課税最低限百万円のなるべくすみやかな実現に今後一段の努力を払われるよう強く要望いたしまして、政府原案に賛成するものであります。(拍手)

次に、法人税法改正法案について申し述べます。

今回の改正においては、企業の体質改善、中小企業の体質強化等の要請にこたえる企業税制面の施策は、主として別途租税特別措置法の改正によ

国会に提出する。

昭和四十二年五月一日

内閣總理大臣 佐藤 繁作

下水道整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図り、もつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「下水道」とは、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第一条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路をいう。

第三条 この法律において「下水道整備事業」とは、下水道の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

(下水道整備五箇年計画)

第三条 建設大臣は、昭和四十二年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 下水道整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に行なうべき事業の実施の目標

二 五箇年間に行なうべき事業の量

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法(昭和四十二年法律第一号)第三条第一項に規定する屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定

があつたときは、遅滞なく、下水道整備五箇年計画を公表しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は、下水道整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(下水道整備五箇年計画の実施)

第四条 政府は、下水道整備五箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうよう努めなければならない。

附 則

この法律は、下水道法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第一号)の施行の日から施行する。

理 由

生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第八十号)に基づく下水道整備五箇年計画及び終末処理場整備五箇年計画の実施の成果にかんがみ、かつ、下水道行政の所管の変更に伴い、新たに昭和四十二年度を初年度とする終末処理場を含む下水道整備五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずることとともに、下水道整備五箇年計画の案を作成しようとする理由である。

2 この法律において「下水道整備事業」とは、下水道の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する

都市計画事業として実施されるものをいう。

(下水道整備五箇年計画)

第三条 建設大臣は、昭和四十二年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 下水道整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に行なうべき事業の実施の目標

二 五箇年間に行なうべき事業の量

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法(昭和四十二年法律第一号)第三条第一項に規定する屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、二法案の要旨につきまして申し上げます。下水道法の一部を改正する法律案は、公共下水道の整備の円滑な促進をはかるため、終末処理場の維持管理を除き、公共下水道に関する事項の所管大臣を建設大臣とともに、終末処理場の維持管理の適正を期すため、厚生大臣の権限に関する規定を整備しようとするもので、その内容は次のとおりであります。

その第一点は、終末処理場の維持管理を除き、公共下水道に関する事項の所管大臣を建設大臣とすることであります。

第二点は、建設大臣は、公共下水道の事業計画を認可しようとするときは、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見を聞かなければならぬものとすることであります。

第三点は、厚生大臣は、終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者に対し所要の勧告を行なうことができるものとすることであります。

次に、下水道整備緊急措置法案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善をはかり、もつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

その第一点は、建設大臣は、昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとのとおりに下水道整備五カ年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官及び厚生大臣と協議するものとします。

第二点は、政府は、下水道整備五カ年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとし、地方公共団体は、下水道整備計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうようつとめなければならぬものとすることであります。

以上二法案は、五月一日、五月九日にそれぞれ本委員会に付託され、五月十日に建設大臣から提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議をいたしました。五月二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、二法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、下水道法の一部を改正する法律案に対し、下流に大都市を有する地域の公共下水道に対する国庫補助の措置についての附帯決議が付せられましたが、その詳細につきましては会議に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

本案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、昭和四十二年五月一日、五月九日にそれぞれ本委員会に付託され、五月十日に建設大臣から提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議をいたしました。五月二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、二法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案についての附帯決議が付せられましたが、その詳細につきましては会議に譲ることといたします。

以上二法案は、五月一日、五月九日にそれぞれ本委員会に付託され、五月十日に建設大臣から提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議をいたしました。五月二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、二法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案についての附帯決議が付せられましたが、その詳細につきましては会議に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

以上二法案は、五月一日、五月九日にそれぞれ本委員会に付託され、五月十日に建設大臣から提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議をいたしました。五月二十四日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、二法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案についての附帯決議が付せられましたが、その詳細につきましては会議に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第三条の三第二項の表中岡山大学法経短期大学部の項を削る。

第四条第一項の表東京大学の項中「伝染病研究所」を「伝染病その他の病源の検索並びに予防及療に關する學理及びその應用の研究」に改め、同表中一橋大学の項の次に次のように加える。

新潟大学 脳研究所 新潟県 脳及び脳疾患に関する學理及びその應用の研究

医学研究所 感染症、がんその他の特定疾患に關する學理及びその應用の研究

第四条第一項の表金沢大学の項中「結核研究所」を「結核の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表中長崎大学の項中「がん研究所」を「がんに関する學理及びその應用の研究」に改め、同表長崎大学の項中「熱帶医学研究所」を「熱帶医学に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表京都大学の項中「原子炉実験所」を「原子炉による実験及びこれに關連する研究」に改める。

結核研究所 結核の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究

に改め、同表長崎大学の項中「風土病研究所」を「風土病に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表京都大学の項中「結核胸部疾患研究所」を「結核及び胸部疾患に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表長崎大学の項中「風土病研究所」を「風土病に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表京都大学の項中「結核及び胸部疾患に関する學理及びその應用の研究」を

に改め、同表長崎大学の項中「結核研究所」を「結核の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表京都大学の項中「がん研究所」を「がんに関する學理及びその應用の研究」に改め、同表長崎大学の項中「熱帶医学研究所」を「熱帶医学に関する學理及びその應用の研究」に改め、同表京都大学の項中「原子炉実験所」を「原子炉による実験及びこれに關連する研究」に改め、同表長崎大学の項中「靈長類研究所」を「靈長類に関する総合研究」に改める。

原子炉実験所 大阪府 原子炉による実験及びこれに關連する研究

第七条の二の表中「平工業高等専門学校」を「福島工業高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

木更津工業高等専門学校 千葉県

第七条の二の表中「富山工業高等専門学校」を「富山商船高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

富山工業高等専門学校 富山県 富山商船高等専門学校 富山県

第七条の二の表中「鳥羽商船高等専門学校」を「鳥羽商船高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

鈴鹿工業高等専門学校 三重県

第七条の二の表中「富山工業高等専門学校」を「富山商船高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

富山工業高等専門学校 富山県 富山商船高等専門学校 富山県

第七条の二の表中「鳥羽商船高等専門学校」を「鳥羽商船高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

鈴鹿工業高等専門学校 三重県

広島商船高等専門学校 広島県

宇部工業高等専門学校

大島商船高等専門学校 山口県

新居浜工業高等専門学校 愛媛県

弓削商船高等専門学校 愛媛県

に、

新居浜工業高等専門学校 愛媛県

を

に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「弘前大学養護教諭養成所」の項の次に次のように加える。

茨城大学養護教諭養成所 茨城県 茨城大学

愛知教育大学養護教諭養成所 愛知県 愛知教育大学

茨城大学養護教諭養成所 德島県 德島大学

第二条第二項の表中「大阪学芸大学養護教諭養成所」を「大阪教育大学養護教諭養成所」に、「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に改め、同表中岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

第一条第二項の表中「大阪学芸大学養護教諭養成所」を「大阪教育大学養護教諭養成所」に、「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に改め、同表中岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

徳島大学養護教諭養成所 德島県 德島大学

茨城大学養護教諭養成所 德島県 德島大学

愛知教育大学養護教諭養成所 愛知県 愛知教育大学

茨城大学養護教諭養成所 德島県 德島大学

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中國立学校設置法第三条

第一項の表九州工業大学の項の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和四十二年度に北海道大学若しくは九州大

学の歯学部、大學院、短期大學部、高等専門学校

又は養護教諭養成所にそれぞれ在学していたも

のとみなす。

3 山形大学及び茨城大学の各文理学部、東京工

業大学の理工学部並びに大阪外國語大學短期大

学部及び岡山大学法経短期大学部は、この法律

による改正後の國立學校設置法第三条第一項及

び第三条の三第二項の規定にかかるらず、昭和

四十二年三月三十日に当該学部又は短期大学

部に在学する者が当該学部又は短期大学部に在学なくなる日までの間、存続するものとす

る。

北海道大学ほか五大学に九学部を増設し、帯広

大学養護教諭養成所に入学した者は、在学生数

の計算に關しては、昭和四十二年四月一日から

新潟大学ほか二大学に大學院を、新潟大学ほか一

大学に附置研究所をそれぞれ設置し、大阪大学技術短期大学部、木更津工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校ほか四國立商船高等専門学校を新設し、昭和四十三年度から九州芸術工科大学を新設するとともに、茨城大学養護教諭養成所を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求める。文教委員長床次徳二君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○床次徳二君 太だいま議題となりました国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案の要旨は、

第一に、北海道大学等六国立大学に九学部を新設すること

第二に、大阪学芸大学を大阪教育大学に、秋田大学及び大阪芸術大学の学芸学部を教育学部に、それぞれ名称を改めること

第三に、九州芸術工科大学を新設すること

第四に、帯広畜産大学等三国立大学に大学院を新設すること

第五に、新潟大学に脳研究所を、京都大学に共同利用の靈長類研究所を、それぞれ付置し、東京大学付置の伝染病研究所等四国立大学の付置研究所の名称及び目的を改めること

第六に、大阪大学に大阪大学医療技術短期大学部併設し、北見工業短期大学を廃止すること

第七に、平工業高等専門学校の名称を福島工業高等専門学校に改め、木更津工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校等五国立商船高等専門学校を新設すること

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は、去る三月二十八日当委員会に付託となり、五月十日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。五月十九日には、本案について関口勲君外一名の参考人から意見を聴取るなど、慎重に審査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、五月二十四日、本案に対する質疑を終了し、次いで、八木徹雄君外三名から、本案に対する修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもつて可決、よつて本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十三日、内閣から社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十一年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十三日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省国際金融局長 柏木 雄介
郵政省郵務局長 曾山 克巳

外務委員

第八に、茨城大学等三国立大学に国立養護教諭養成所を付置すること

第九に、この法律は、昭和四十二年六月一日から施行すること、ただし、九州芸術工科大学の設置に関する規定は、昭和四十三年四月一日から施行すること

その他所要の規定を整備すること

あります。

本案は、去る三月二十八日当委員会に付託となり、五月十日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。五月十九日には、本案について関口勲君外一名の参考人から意見を聴取るなど、慎重に審査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、五月二十四日、本案に対する質疑を終了し、高等専門学校に商船に関する学科を置き、その修業年限は五年六月とするよう学校教育法を改正する旨の、自由民主党、日本社会党、民主党会党、公明党的四党共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたところ、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもつて可決、よつて本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

出席国務大臣

外務大臣	三木 武夫君
農林大臣	水田三喜男君
通商産業大臣	倉石 忠雄君
建設大臣	菅野和太郎君
文教委員	西村 英一君
農林水産委員	河野 洋平君
内海 勝澤	三ツ林弥太郎君
大蔵委員	中谷 鉄也君
法務委員	下平 正一君
赤城 宗徳君	加藤 六月君
井村 重雄君	三ツ林弥太郎君
藤波 孝生君	渡辺 肇君
西宮 弘君	野口 忠夫君
赤城 宗徳君	野口 忠夫君
金子 岩三君	西宮 弘君
岩三君	竹下 登君
岩三君	赤城 宗徳君
赤路 友藏君	金子 岩三君
中澤 茂一君	岩三君
下平 正一君	赤路 友藏君
正一君	中澤 茂一君
曾山 克巳	勝澤 芳雄君
柏木 雄介	三ツ林弥太郎君

内閣委員

赤城 宗徳君	井村 重雄君
内海 英男君	藤波 孝生君
下平 正一君	西宮 弘君
中谷 鉄也君	野口 忠夫君
三ツ林弥太郎君	渡辺 肇君

（常任委員辞任）

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

（政府委員退任）

一、去る二十三日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、二十三日付をもつて大蔵省国際金融局長事務代理堀込聰夫および郵政省郵務局長事務代理森圭三はそれぞれ事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

第七十条の三第一項中「学科」の下に「又は商

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

一、去る二十三日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

一、昨二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

宇都宮徳馬君

船に関する学科」を加える。

第七十条の四中「五年」を「工業に関する学科

については、五年とし、商船に関する学科につ

いては、五年六月」に改める。

(政府委員任命)

長宛、二十三日付をもつて大蔵省国際金融局長

事務代理堀込聰夫および郵政省郵務局長事務代

理森圭三はそれぞれ事務代理を免ぜられたので

政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領

した。

し、同項の前に次の二項を加える。

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年二月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から一月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

第六十条中「場合における」の下に「事業所得の金額、」を加える。
第六十五条第一項ただし書中「ことその他の政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた」を「場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第六十六条第一項中「次項まで」を「この項」に改め、「をした資産」の下に「（前条の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五

項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とし、第二編第二章第二節第七

項を同条第三項とし、第二編第二章第二節第七

項中同条の次に次の二項を加える。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第六十七条の二 青色申告書を提出することにつき稅務署長の承認を受けている居住者で不動産

所得又は事業所得を生すべき業務を行なうもの

のうち小規模事業者として政令で定める要件に該当するもののその年分の不動産所得の金額又

は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費

に算入すべき金額は、政令で定めるところによ

り、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とことができる。

第八十六条から第九十一条までを削る。

第八十五条中「第八十三条第一項」を「第八十九

条第一項」に改め、第二編第二章第一節中同条を第九十二条とする。

第八十四条を第九十条とし、第八十三条第一項の表中「百分の八・五」を「百分の九」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十二条第二項中「生命保険料控除及び損害保険料控除」を「小規模企業共済掛金控除、生命保

め、同項第三号中「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前項」を「前項」に改め、同項を同項第三号とし、同号の前項を同項第三項とし、第二編第二章第四節中同条を第八十八条とし、第二編第二章第四節中同条を第八十九条とする。

七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加え、第二編第二章第四節中同条を第八十九条とする。

七条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二号中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加え、第二編第二章第四節中同条を第八十九条とする。

第八十五条とする。

第七十九条第一項(障害者控除)又は第八十条

から第八十二条まで(老年者控除等)の場合にお

いて、居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労

学生に該当するかどうかの判定は、その年十二

月三十一日(その者がその年の中途において死

亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出

国の時。以下この条において同じ。)の現況によ

る。ただし、その居住者の親族(扶養親族を除

く。以下この項において同じ。)がその当時既に

死亡している場合におけるその親族がその居住

者の第二条第一項第三十号(定義)に規定する政

令で定める親族に該当するかどうかの判定は、

当該死亡の時の現況による。

2 第七十九条第二項の場合において、居住者の

控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当す
るかどうかの判定は、その年十二月三十一日の
現況による。ただし、その控除対象配偶者又は
扶養親族がその当時既に死亡している場合は、
当該死亡の時の現況による。

第七十八条第一項中「六万円」を「七万円」に改
め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項
とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、同項を
同条第五項とし、同条を第八十四条とする。

第七十七条第一項中「十三万円」を「十五万円」に
改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二
項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項
を同条第三項とし、同条を第八十三条とする。

第七十六条を第七十七条とし、同条の次に次の

五条を加える。

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付

金を支出した場合において、第一号に掲げる金

額が第二号に掲げる金額をこえるときは、その

こえる金額を、その者のその年分の総所得金

額、退職所得金額又は山林所得金額から控除す

る。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計

額(当該合計額がその者のその年分の総所得

金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計

額の百分の十五に相当する金額をこえる場合

には、当該百分の十五に相当する金額)

二 その者のその年分の総所得金額、退職所得

金額及び山林所得金額の合計額の百分の三に

相当する金額(当該金額が二十万円をこえる

場合には、二十万円)

2 前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる

寄付金(学校の入学に関してするものと除く。)

をいう。

(障害者控除)

一 国又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年

法律第二百八十八号)の規定による港務局を含
む。)に対する寄付金(その寄付をした者がそ

の者のその年分の総所得金額、退職所得金額又
は山林所得金額から七万円を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶

養親族がある場合には、その居住者のその年分

の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

四条(公益法人の設立)の規定により設立され
た法人その他公益を目的とする事業を行なう

法人又は団体に対する寄付金(当該法人の設
立のためにされる寄付金その他の当該法人の設
立前においてされる寄付金で政令で定める

ものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満た
すこと認められるものとして政令で定めるところ
により大蔵大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会

福祉への貢献その他公益の増進に寄与する

ための支出で緊急を要するものに充てられ
ることが確実であること。

三 科学技術若しくは教育の振興に寄与する法
人又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を
行なう法人として政令で定めるものに対する

当該法人の主たる目的である業務に関連する
寄付金(前号に規定する寄付金に該当するも
のを除く。)

2 前項の規定による控除は、寡婦控除とい
う。

(寡婦控除)

第八十一条 居住者が寡婦である場合には、そ
者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は

山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦控除とい
う。

(勤労学生控除)

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、そ
者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は

山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、勤労学生控除とい
う。

(第七十五条を第七十六条とし、同条の前に次の
一条を加える。

(小規模企業共済掛金控除)

第七十五条 居住者が、各年において、小規模企

業共済掛金を支払った場合には、その支払った

金額を、その者のその年分の総所得金額、退職

所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶

養親族がある場合には、その居住者のその年分

の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

から、その障害者一人につき七万円を控除す
る。

3 前二項の規定による控除は、障害者控除とい
う。

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、そ
者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は

山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、老年者控除とい
う。

(第七十五条を第七十六条とし、同条の前に次の
一条を加える。

(第七十五条を第七十六条とし、同条の前に次の
一条を加える。

2 前項の規定による控除は、第七十五条とい
う。

2

前項に規定する小規模企業共済掛金とは、小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)第二条の三(第一種共済契約)に規定する第一種共済契約に基づく掛金をいう。

3 第一項の規定による控除は、小規模企業共済掛金控除といふ。

第九十二条第一項中「所得税額」の下に「(前節税率)の規定による所得税額をいう。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

第九十五条第一項中「第八十三条から前条まで」を「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」に改め、同条第七項中「第九十三条前段税額控除の順序」を「第九十二条第二項前段(配当控除)」に改める。

第九十八条第一項第一号中「(といふ。)に、主たる所得者の総所得金額が主たる所得者の総所得金額とすべての合算対象世帯員の資産所得の金額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」を「(といふ。)から、すべての合算対象世帯員に係る次項第一号に掲げる金額の合計額を控除した

金額に改め、同条第三項を削り、同条第四項中

「第一項又は第二項の場合」を「前二項の場合」に、「第八十三条から前条まで」を「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」に、「並びに同

条第三項の規定により読み替えられた第八十六条並びに第八十七条から第九十二条まで(配当控除以外の税額控除)及び前二条」を「(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六条若しくは第八十八条から第九十二条まで」を「第一項又は第二項」に改め、「社会保険料控除」の下に「、障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額を加え、同条第二項第一号中「第八十三条(税率)及び第八十五条(税率)及び第九十二条」に改める。

第二百二十二条第二項中「その年分の所得税に付する給与等(以下この項において「給与等」といいう。)」を「給与等」に改め、「損害保険料控除の額」を「第三項」とし、同条第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六条若しくは第八十八条から第九十二条まで」を「第一項又は第二項」に改め、「社会保険料控除」の下に「、障害者控除の額、老年者控除の額、寡

婦控除の額、勤労学生控除の額を加え、同条第二項第一号中「第八十三条(税率)及び第八十五条(税率)及び第九十二条」に改める。

第二百三十二条第一項(確定申告税額の延納)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手続)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

第二百三十三条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手続)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

第二百三十四条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手續)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

の年中に支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」といいう。)の金額が五百万円以下であるもの

を加え、「第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」といいう。)」を「給与等」に改め、「損害保険料控除の額」を「第三項」とし、同条第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六条若しくは第八十八条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」に、「並びに同

条第三項の規定により読み替えられた第八十六条並びに第八十七条から第九十二条まで(配当控除以外の税額控除)及び前二条」を「(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六条若しくは第八十八条から第九十二条まで」を「第一項又は第二項」に改め、「社会保険料控除」の下に「、障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額を加え、同条第二項第一号中「第八十三条(税率)及び第八十五条(税率)及び第九十二条」に改める。

第二百三十五条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手續)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

第二百三十六条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手續)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

の規定により納付すべき税額、当該税額のうち当該期限までに納付する金額その他大蔵省令で定める事項を記載した延納届出書を提出した場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受ける居住者は、同項の規定による延納に係る所得税について、その延納の期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその延納に係る所得税にあわせて納付しなければならない。

。

第二百三十七条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手續)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

第二百三十八条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手續)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

第二百三十九条第一項(確定申告による納付)の規定による申告書を提出した居住者が第百二十一條(確定申告による納付)の規定により納付すべき所得税の額第百三十三条第一項(延払条件付譲渡に係る延納の手續)の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を認めようとする所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上に所得税を第百二十九条の規定による納付の期限までに國に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十日までの期間、その納付を延期することができない。

別表第二 所得税の簡易税額表

昭和四十二年五月二十五日 衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000	円未満	0%	41,000	42,000	3,600	9%	97,000	99,000
2,000	3,000	100%	42,000	43,000	3,700	9%	99,000	101,000
3,000	4,000	200%	43,000	44,000	3,800	9%	101,000	103,000
4,000	5,000	300%	44,000	45,000	3,900	9%	103,000	105,000
5,000	6,000	400%	45,000	46,000	4,000	9%	105,000	107,000
6,000	7,000	500%	46,000	47,000	4,100	9%	107,000	109,000
7,000	8,000	600%	47,000	48,000	4,200	9%	109,000	111,000
8,000	9,000	700%	48,000	49,000	4,300	9%	111,000	113,000
9,000	10,000	800%	49,000	50,000	4,400	9%	113,000	115,000
10,000	11,000	900%	50,000	51,000	4,500	9%	115,000	117,000
11,000	12,000	900%	51,000	52,000	4,500	9%	117,000	119,000
12,000	13,000	1,000%	52,000	53,000	4,600	9%	119,000	121,000
13,000	14,000	1,100%	53,000	54,000	4,700	9%	121,000	123,000
14,000	15,000	1,200%	54,000	55,000	4,800	9%	123,000	125,000
15,000	16,000	1,300%	55,000	56,000	4,900	9%	125,000	127,000
16,000	17,000	1,400%	56,000	57,000	5,000	9%	127,000	129,000
17,000	18,000	1,500%	57,000	58,000	5,100	9%	129,000	131,000
18,000	19,000	1,600%	58,000	59,000	5,200	9%	131,000	133,000
19,000	20,000	1,700%	59,000	60,000	5,300	9%	133,000	135,000
20,000	21,000	1,800%	60,000	61,000	5,400	9%	135,000	137,000
21,000	22,000	1,800%	61,000	62,000	5,400	9%	137,000	139,000
22,000	23,000	1,900%	62,000	63,000	5,500	9%	139,000	141,000
23,000	24,000	2,000%	63,000	64,000	5,600	9%	141,000	143,000
24,000	25,000	2,100%	64,000	65,000	5,700	9%	143,000	145,000
25,000	26,000	2,200%	65,000	67,000	5,800	9%	145,000	147,000
26,000	27,000	2,300%	67,000	69,000	6,000	9%	147,000	149,000
27,000	28,000	2,400%	69,000	71,000	6,200	9%	149,000	151,000
28,000	29,000	2,500%	71,000	73,000	6,300	9%	151,000	153,000
29,000	30,000	2,600%	73,000	75,000	6,500	9%	153,000	155,000
30,000	31,000	2,700%	75,000	77,000	6,700	9%	155,000	157,000
31,000	32,000	2,700%	77,000	79,000	6,900	9%	157,000	159,000
32,000	33,000	2,800%	79,000	81,000	7,100	9%	159,000	161,000
33,000	34,000	2,900%	81,000	83,000	7,200	9%	161,000	163,000
34,000	35,000	3,000%	83,000	85,000	7,400	9%	163,000	165,000
35,000	36,000	3,100%	85,000	87,000	7,600	9%	165,000	167,000
36,000	37,000	3,200%	87,000	89,000	7,800	9%	167,000	169,000
37,000	38,000	3,300%	89,000	91,000	8,000	9%	169,000	171,000
38,000	39,000	3,400%	91,000	93,000	8,100	9%	171,000	173,000
39,000	40,000	3,500%	93,000	95,000	8,300	9%	173,000	175,000
40,000	41,000	3,600%	95,000	97,000	8,500	9%	175,000	177,000

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

四二二二

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
		以上	未満		以上	未満	
177,000	179,000	16,700	%	288,000	291,000	27,800	%
179,000	181,000	16,900	9	291,000	294,000	28,100	9
181,000	183,000	17,100	9	294,000	297,000	28,400	9
183,000	185,000	17,300	9	297,000	300,000	28,700	9
185,000	187,000	17,500	9	300,000	303,000	29,000	9
187,000	189,000	17,700	9	303,000	306,000	29,400	9
189,000	191,000	17,900	9	306,000	309,000	29,900	9
191,000	193,000	18,100	9	309,000	312,000	30,300	9
193,000	195,000	18,300	9	312,000	315,000	30,800	9
195,000	198,000	18,500	9	315,000	318,000	31,200	9
198,000	201,000	18,800	9	318,000	321,000	31,700	9
201,000	204,000	19,100	9	321,000	324,000	32,100	10
204,000	207,000	19,400	9	324,000	327,000	32,600	10
207,000	210,000	19,700	9	327,000	330,000	33,000	10
210,000	213,000	20,000	9	330,000	333,000	33,500	10
213,000	216,000	20,300	9	333,000	336,000	33,900	10
216,000	219,000	20,600	9	336,000	339,000	34,400	10
219,000	222,000	20,900	9	339,000	342,000	34,800	10
222,000	225,000	21,200	9	342,000	345,000	35,300	10
225,000	228,000	21,500	9	345,000	348,000	35,700	10
228,000	231,000	21,800	9	348,000	351,000	36,200	10
231,000	234,000	22,100	9	351,000	354,000	36,600	10
234,000	237,000	22,400	9	354,000	357,000	37,100	10
237,000	240,000	22,700	9	357,000	360,000	37,500	10
240,000	243,000	23,000	9	360,000	363,000	38,000	10
243,000	246,000	23,300	9	363,000	366,000	38,400	10
246,000	249,000	23,600	9	366,000	369,000	38,900	10
249,000	252,000	23,900	9	369,000	372,000	39,300	10
252,000	255,000	24,200	9	372,000	375,000	39,800	10
255,000	258,000	24,500	9	375,000	378,000	40,200	10
258,000	261,000	24,800	9	378,000	381,000	40,700	10
261,000	264,000	25,100	9	381,000	384,000	41,100	10
264,000	267,000	25,400	9	384,000	387,000	41,600	10
267,000	270,000	25,700	9	387,000	390,000	42,000	10
270,000	273,000	26,000	9	390,000	394,000	42,500	10
273,000	276,000	26,300	9	394,000	398,000	43,100	10
276,000	279,000	26,600	9	398,000	402,000	43,700	10
279,000	282,000	26,900	9	402,000	406,000	44,300	11
282,000	285,000	27,200	9	406,000	410,000	44,900	11
285,000	288,000	27,500	9	410,000	414,000	45,500	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
574,000	578,000	70,100	12	705,000	710,000	95,000	13	855,000
578,000	582,000	70,700	12	710,000	715,000	96,000	13	860,000
582,000	586,000	71,300	12	715,000	720,000	97,000	13	865,000
586,000	590,000	71,900	12	720,000	725,000	98,000	13	870,000
590,000	594,000	72,500	12	725,000	730,000	99,000	13	875,000
								880,000
								885,000
								890,000
								895,000
								900,000
								905,000
								910,000
								915,000
								920,000
								925,000
								930,000
								935,000
								940,000
								945,000
								950,000
								955,000
								960,000
								965,000
								970,000
								975,000
								980,000
								985,000
								990,000
								995,000
								1,000,000
								円
								154,000
								15

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十一条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
2,000	3,000	6	41,000	42,000	3,600	97,000	99,000	8,700
2,000	3,000	100	42,000	43,000	3,700	99,000	101,000	8,900
3,000	4,000	200	43,000	44,000	3,800	101,000	103,000	9,000
4,000	5,000	300	44,000	45,000	3,900	103,000	105,000	9,200
5,000	6,000	400	45,000	46,000	4,000	105,000	107,000	9,400
6,000	7,000	500	46,000	47,000	4,100	107,000	109,000	9,600
7,000	8,000	600	47,000	48,000	4,200	109,000	111,000	9,800
8,000	9,000	700	48,000	49,000	4,300	111,000	113,000	9,900
9,000	10,000	800	49,000	50,000	4,400	113,000	115,000	10,100
10,000	11,000	900	50,000	51,000	4,500	115,000	117,000	10,300
11,000	12,000	900	51,000	52,000	4,500	117,000	119,000	10,500
12,000	13,000	1,000	52,000	53,000	4,600	119,000	121,000	10,700
13,000	14,000	1,100	53,000	54,000	4,700	121,000	123,000	10,800
14,000	15,000	1,200	54,000	55,000	4,800	123,000	125,000	11,000
15,000	16,000	1,300	55,000	56,000	4,900	125,000	127,000	11,200
16,000	17,000	1,400	56,000	57,000	5,000	127,000	129,000	11,400
17,000	18,000	1,500	57,000	58,000	5,100	129,000	131,000	11,600
18,000	19,000	1,600	58,000	59,000	5,200	131,000	133,000	11,700
19,000	20,000	1,700	59,000	60,000	5,300	133,000	135,000	11,900
20,000	21,000	1,800	60,000	61,000	5,400	135,000	137,000	12,100
21,000	22,000	1,800	61,000	62,000	5,400	137,000	139,000	12,300
22,000	23,000	1,900	62,000	63,000	5,500	139,000	141,000	12,500
23,000	24,000	2,000	63,000	64,000	5,600	141,000	143,000	12,600
24,000	25,000	2,100	64,000	65,000	5,700	143,000	145,000	12,800
25,000	26,000	2,200	65,000	67,000	5,800	145,000	147,000	13,000
26,000	27,000	2,300	67,000	69,000	6,000	147,000	149,000	13,200
27,000	28,000	2,400	69,000	71,000	6,200	149,000	151,000	13,400
28,000	29,000	2,500	71,000	73,000	6,300	151,000	153,000	13,500
29,000	30,000	2,600	73,000	75,000	6,500	153,000	155,000	13,700
30,000	31,000	2,700	75,000	77,000	6,700	155,000	157,000	13,900
31,000	32,000	2,700	77,000	79,000	6,900	157,000	159,000	14,100
32,000	33,000	2,800	79,000	81,000	7,100	159,000	161,000	14,300
33,000	34,000	2,900	81,000	83,000	7,200	161,000	163,000	14,400
34,000	35,000	3,000	83,000	85,000	7,400	163,000	165,000	14,600
35,000	36,000	3,100	85,000	87,000	7,600	165,000	167,000	14,800
36,000	37,000	3,200	87,000	89,000	7,800	167,000	169,000	15,000
37,000	38,000	3,300	89,000	91,000	8,000	169,000	171,000	15,200
38,000	39,000	3,400	91,000	93,000	8,100	171,000	173,000	15,300
39,000	40,000	3,500	93,000	95,000	8,300	173,000	175,000	15,500
40,000	41,000	3,600	95,000	97,000	8,500	175,000	177,000	15,700

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

四三五

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
177,000	179,000	15,900	288,000	291,000	25,900	414,000	418,000	37,200
179,000	181,000	16,100	291,000	294,000	26,100	418,000	422,000	37,600
181,000	183,000	16,200	294,000	297,000	26,400	422,000	426,000	37,900
183,000	185,000	16,400	297,000	300,000	26,700	426,000	430,000	38,300
185,000	187,000	16,600	300,000	303,000	27,000	430,000	434,000	38,700
187,000	189,000	16,800	303,000	306,000	27,200	434,000	438,000	39,000
189,000	191,000	17,000	306,000	309,000	27,500	438,000	442,000	39,400
191,000	193,000	17,100	309,000	312,000	27,800	442,000	446,000	39,700
193,000	195,000	17,300	312,000	315,000	28,000	446,000	450,000	40,100
195,000	198,000	17,500	315,000	318,000	28,300	450,000	454,000	40,500
198,000	201,000	17,800	318,000	321,000	28,600	454,000	458,000	40,800
201,000	204,000	18,000	321,000	324,000	28,800	458,000	462,000	41,200
204,000	207,000	18,300	324,000	327,000	29,100	462,000	466,000	41,500
207,000	210,000	18,600	327,000	330,000	29,400	466,000	470,000	41,900
210,000	213,000	18,900	330,000	333,000	29,700	470,000	474,000	42,300
213,000	216,000	19,100	333,000	336,000	29,900	474,000	478,000	42,600
216,000	219,000	19,400	336,000	339,000	30,200	478,000	482,000	43,000
219,000	222,000	19,700	339,000	342,000	30,500	482,000	486,000	43,300
222,000	225,000	19,900	342,000	345,000	30,700	486,000	490,000	43,700
225,000	228,000	20,200	345,000	348,000	31,000	490,000	494,000	44,100
228,000	231,000	20,500	348,000	351,000	31,300	494,000	498,000	44,400
231,000	234,000	20,700	351,000	354,000	31,500	498,000	502,000	44,800
234,000	237,000	21,000	354,000	357,000	31,800	502,000	506,000	45,200
237,000	240,000	21,300	357,000	360,000	32,100	506,000	510,000	45,600
240,000	243,000	21,600	360,000	363,000	32,400	510,000	514,000	46,000
243,000	246,000	21,800	363,000	366,000	32,600	514,000	518,000	46,400
246,000	249,000	22,100	366,000	369,000	32,900	518,000	522,000	46,800
249,000	252,000	22,400	369,000	372,000	33,200	522,000	526,000	47,200
252,000	255,000	22,600	372,000	375,000	33,400	526,000	530,000	47,600
255,000	258,000	22,900	375,000	378,000	33,700	530,000	534,000	48,000
258,000	261,000	23,200	378,000	381,000	34,000	534,000	538,000	48,400
261,000	264,000	23,400	381,000	384,000	34,200	538,000	542,000	48,800
264,000	267,000	23,700	384,000	387,000	34,500	542,000	546,000	49,200
267,000	270,000	24,000	387,000	390,000	34,800	546,000	550,000	49,600
270,000	273,000	24,300	390,000	394,000	35,100	550,000	554,000	50,000
273,000	276,000	24,500	394,000	398,000	35,400	554,000	558,000	50,400
276,000	279,000	24,800	398,000	402,000	35,800	558,000	562,000	50,800
279,000	282,000	25,100	402,000	406,000	36,100	562,000	566,000	51,200
282,000	285,000	25,300	406,000	410,000	36,500	566,000	570,000	51,600
285,000	288,000	25,600	410,000	414,000	36,900	570,000	574,000	52,000

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
574,000	578,000	52,400	705,000	710,000	65,500	855,000	860,000	80,500
578,000	582,000	52,800	710,000	715,000	66,000	860,000	865,000	81,000
582,000	586,000	53,200	715,000	720,000	66,500	865,000	870,000	81,500
586,000	590,000	53,600	720,000	725,000	67,000	870,000	875,000	82,000
590,000	594,000	54,000	725,000	730,000	67,500	875,000	880,000	82,500
594,000	598,000	54,400	730,000	735,000	68,000	880,000	885,000	83,000
598,000	602,000	54,800	735,000	740,000	68,500	885,000	890,000	83,500
602,000	606,000	55,200	740,000	745,000	69,000	890,000	895,000	84,000
606,000	610,000	55,600	745,000	750,000	69,500	895,000	900,000	84,500
610,000	614,000	56,000	750,000	755,000	70,000	900,000	905,000	85,000
614,000	618,000	56,400	755,000	760,000	70,500	905,000	910,000	85,500
618,000	622,000	56,800	760,000	765,000	71,000	910,000	915,000	86,000
622,000	626,000	57,200	765,000	770,000	71,500	915,000	920,000	86,500
626,000	630,000	57,600	770,000	775,000	72,000	920,000	925,000	87,000
630,000	634,000	58,000	775,000	780,000	72,500	925,000	930,000	87,500
634,000	638,000	58,400	780,000	785,000	73,000	930,000	935,000	88,000
638,000	642,000	58,800	785,000	790,000	73,500	935,000	940,000	88,500
642,000	646,000	59,200	790,000	795,000	74,000	940,000	945,000	89,000
646,000	650,000	59,600	795,000	800,000	74,500	945,000	950,000	89,500
650,000	655,000	60,000	800,000	805,000	75,000	950,000	955,000	90,000
655,000	660,000	60,500	805,000	810,000	75,500	955,000	960,000	90,500
660,000	665,000	61,000	810,000	815,000	76,000	960,000	965,000	91,000
665,000	670,000	61,500	815,000	820,000	76,500	965,000	970,000	91,500
670,000	675,000	62,000	820,000	825,000	77,000	970,000	975,000	92,000
675,000	680,000	62,500	825,000	830,000	77,500	975,000	980,000	92,500
680,000	685,000	63,000	830,000	835,000	78,000	980,000	985,000	93,000
685,000	690,000	63,500	835,000	840,000	78,500	985,000	990,000	93,500
690,000	695,000	64,000	840,000	845,000	79,000	990,000	995,000	94,000
695,000	700,000	64,500	845,000	850,000	79,500	995,000	1,000,000	94,500
700,000	705,000	65,000	850,000	855,000	80,000	1,000,000	円	95,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 紙与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	6,800	
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	7,000	
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	7,100	
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	7,300	
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	7,500	
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	7,600	
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	7,800	
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	8,100	
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	8,800	
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	8,800円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 50,000円をこえ る金額の40%に 相当する金額を 加算した金額	
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0	
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0	
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0	
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0	
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0	
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0	
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0	
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0	
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0	
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0	
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0	
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	230	0	0	0	0	
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0	
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0	
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0	
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0	
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0	
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0	
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0	
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0	
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0	
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0	
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0	
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0	
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0	
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0	
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0	
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0	
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0	
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0	
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0	
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0	
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390	
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上	未満	税額										
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750	8,800円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 50,000円をこえ る金額の40%に 相当する金額を 加算した金額	
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850		
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950		
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050		
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150		
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250		
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400		
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	31,500円	
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800		
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000		
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200		
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400		
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690		
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990		
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290		
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590		
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890		
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190		
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490		
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790		
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090		
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390		
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690		
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990		
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330		
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730		
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130		
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530		
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930		
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330		
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730		
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130		
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530	59,000円	
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930		
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330		
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730		
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130		
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530		
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930		
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330		
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730		
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210		
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710		
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210		
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710		
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210		
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710		
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210		
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710		
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210		

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上未満	税額									税額	
186,000円	188,000円	32,600円	28,850円	27,100円	25,350円	23,600円	22,080円	20,620円	19,170円	17,710円	
188,000円	190,000円	33,200円	29,450円	27,700円	25,950円	24,200円	22,580円	21,120円	19,670円	18,210円	
190,000円	192,000円	33,800円	30,050円	28,300円	26,550円	24,800円	23,080円	21,620円	20,170円	18,710円	
192,000円	194,000円	34,400円	30,650円	28,900円	27,150円	25,400円	23,650円	22,120円	20,670円	19,210円	
194,000円	196,000円	35,000円	31,250円	29,500円	27,750円	26,000円	24,250円	22,620円	21,170円	19,710円	
196,000円	198,000円	35,600円	31,850円	30,100円	28,350円	26,600円	24,850円	23,120円	21,670円	20,210円	
198,000円	200,000円	36,200円	32,450円	30,700円	28,950円	27,200円	25,450円	23,700円	22,170円	20,710円	
200,000円	200,000円	36,500円	32,750円	31,000円	29,250円	27,500円	25,750円	24,000円	22,420円	20,960円	
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
210,000円	210,000円	39,500円	35,750円	34,000円	32,250円	30,500円	28,750円	27,000円	25,420円	23,960円	
210,000円をこえ 280,000円に満た ない金額	210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
280,000円	280,000円	64,000円	60,250円	58,500円	56,750円	55,000円	53,250円	51,500円	49,920円	48,460円	
280,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
360,000円	360,000円	96,000円	92,250円	90,500円	88,750円	87,000円	85,250円	83,500円	81,920円	80,460円	
360,000円をこえ 530,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										
530,000円	530,000円	172,500円	168,750円	167,000円	165,250円	163,500円	161,750円	160,000円	158,420円	156,960円	
530,000円をこえ 860,000円に満た ない金額	530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									287,000円に、その 月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円をこえる金額の65%に相当する金額 を加算した金額	

イ 甲 表

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	
860,000円	337,500	333,750	332,000	330,250	328,500	326,750	325,000	323,420	321,960	287,000円に、そ の月の社会保 険料控除後の給与等 の金額のうち 860,000円をこ える金額の55%に相当する金額を加算した金額		
860,000円をこえ 1,700,000円に満た ない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
1,700,000円	799,500	795,750	794,000	792,250	790,500	788,750	787,000	785,420	783,960	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額		
1,700,000円をこえる 金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											

扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (→) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第八十四条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき。(5)において同じ。)は、(5)に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちには障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
 - (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当することに7,500円を控除した金額をその月の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (←) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(→の(4)に該当する場合には、(→の(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(→の(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (↓) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族1人ごとに900円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表
(→)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
30,500 円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,000	10	0	0	0	0	0	0
31,500	31,500	50	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0

ロ乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

昭和四十二年五月二十五日

口乙 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上未満	税額								
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,270	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170
200,000円		34,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								
210,000円	37,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420	
210,000円をこえ 230,000円に満た ない金額	210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額								

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
280,000円	62,000	60,250	58,500	56,750	55,000	53,250	51,500	49,920
280,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円 をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
360,000円	94,000	92,250	90,500	88,750	87,000	85,250	83,500	81,920
360,000円をこえ 530,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円 をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
530,000円	170,500	168,750	167,000	165,250	163,500	161,750	160,000	158,420
530,000円をこえ 860,000円に満た ない金額	530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
860,000円	335,500	333,750	332,000	330,250	328,500	326,750	325,000	323,420
860,000円をこえ 1,700,000円に満 たない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円	797,500	795,750	794,000	792,250	790,500	788,750	787,000	785,420
1,700,000円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに 900円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの1に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人					
以上	未満	税額										税額	税額	
円 780	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	
800	820	5.5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	
820	840	5.5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0	
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0	
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	
1,300	1,320	40	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0	0	
1,320	1,340	45	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0	0	
1,340	1,360	45	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0	0	
1,360	1,380	45	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0	0	
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0	0	
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0	0	
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	230	0	0	
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	240	0	0	
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	260	0	0	
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	280	0	0	
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	300	0	0	
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0	
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0	0	0	

300円に、その日の社会保険料控除後の給与等のうちを300円に相当する金額

イ 甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人					
以上	未満	税額										税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	300円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等の うち1,700円 をこえる金 額の40%に 相当する金 額を加算 した金額	0		
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0	0		
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0	0		
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0	0		
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0	0		
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0	0		
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0	4		
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	0	7		
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	0	11		
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	0	11		
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	0	15		
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	0	19		
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	0	23		
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	0	27		
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	0	31		
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	0	35		
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	0	40		
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	0	44		
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	0	49		
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	0	53		
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	0	58		
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	0	67		
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	0	76		
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	1,080円	85		
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	1,080円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 のうち3,400 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額	95		
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	0	105		
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	0	118		
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	0	133		
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	0	148		
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	0	163		
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	0	178		
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	0	193		
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	0	208		
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	0	223		
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	0	238		
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	0	253		
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	0	268		
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	0	285		
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	0	305		
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	1,960円	325		
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	1,960円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 のうち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	345		
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	0	365		
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	0	385		
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	0	405		
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	0	425		
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	0	445		
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	0	465		
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	0	485		
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	0	505		
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	0	525		

昭和四十二年五月二十五日
衆議院会議録第十六号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上 未満	税額									税額	税額
円 6,100 6,200 6,300 6,400	円 6,200 6,300 6,400 6,500	円 1,060 1,090 1,120 1,150	円 935 965 995 965	円 875 850 935 910	円 820 790 880 850	円 760 740 820 790	円 715 690 765 740	円 665 640 715 690	円 615 640 665 640	円 565 590 615 640	1,960円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち5,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
6,500円	1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655	545 565 585 610	635
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									635円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額	
7,000円	1,315	1,190	1,130	1,075	1,015	955	900	855	805		
7,000円をこえ 9,000円に満た ない金額	7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
9,000円	2,015	1,890	1,830	1,775	1,715	1,655	1,600	1,555	1,505		
9,000円をこえ 12,000円に満た ない金額	9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
12,000円	3,215	3,090	3,030	2,975	2,915	2,855	2,800	2,755	2,705		
12,000円をこえ 17,500円に満た ない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										
17,500円	5,690	5,565	5,505	5,450	5,390	5,330	5,275	5,230	5,180	9,460	
17,500円をこえ 28,500円に満た ない金額	17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									9,460円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	丙		
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人				
以上未満	税額									税額	税額		
28,500円	11,190	11,065	11,005	10,950	10,890	10,830	10,775	10,730	10,680	9,460円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額		
28,500円をこえ56,500円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額												
56,500円	26,590	26,465	26,405	26,350	26,290	26,230	26,175	26,130	26,080				
56,500円をこえる金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額												
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額											従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和四十二年五月二十五日 衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき。(5)において同じ。）は、(5)に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当するごとに250円を控除した金額をその日の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(一)(4)に該当する場合には、(一)(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

口乙 表
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以 上	未 満	税額							
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060		0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,280	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	25	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	30	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500 円をこえる 7,000 円に満たない 金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額								
7,000 円		1,250	1,190	1,130	1,075	1,015	955	900	855
7,000 円をこえる 9,000 円に満たない 金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額								

口乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
9,000円	1,950	1,890	1,830	1,775	1,715	1,655	1,600	1,555
9,000円をこえ 12,000円に満たない金額	9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
12,000円	3,150	3,090	3,030	2,975	2,915	2,855	2,800	2,755
12,000円をこえ 17,500円に満たない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
17,500円	5,625	5,565	5,505	5,450	5,390	5,330	5,275	5,230
17,500円をこえ 28,500円に満たない金額	17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
28,500円	11,125	11,065	11,005	10,950	10,890	10,830	10,775	10,730
28,500円をこえ 56,500円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
56,500円	26,525	26,465	26,405	26,350	26,290	26,230	26,175	26,130
56,500円をこえる金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

等 の 数								乙	
5人		6人		7人		8人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
後 の 給 与 等 の 金 額									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,700円未満		57,600円未満		62,200円未満		66,800円未満			
52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800		
56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000		
59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700		
63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800		
70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	88,800	91,200	30,000円未満	
76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400		
85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400		
92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400		
102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300		
114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600	30,000	60,000
125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900		
140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200		
151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600		
169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300		
189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900	60,000	100,000
208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900		
242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900		
279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600	100,000	120,000
316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400		
375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800	120,000	180,000
472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200		
566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500	180,000	300,000
900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800	300,000	570,000
1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200	570,000	850,000
2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上		850,000円以上	

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(iv)に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める、その行と

生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当すると申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

たものを含む。)については、(iv)に該当する場合を除き、

る。

昭和四十二年五月二十五日 衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃与の金額に乘るべき率	扶養親族										甲	
	0人		1人		2人		3人		4人			
	前月の社会保険料控除											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
0%	18,000円未満	30,600円未満	36,400円未満	42,300円未満	47,500円未満							
2%	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300	47,500	50,900		
4%	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500	50,900	54,300		
6%	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000	54,300	57,800		
8%	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800	57,800	65,900		
10%	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600	65,900	71,800		
12%	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000	71,800	80,500		
14%	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900	80,500	87,500		
16%	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600	87,500	97,800		
18%	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300	97,800	109,300		
20%	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300	109,300	120,100		
22%	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700	120,100	135,200		
24%	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100	135,200	146,700		
26%	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800	146,700	164,000		
28%	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300	164,000	184,300		
30%	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600	184,300	203,500		
32%	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900	203,500	237,900		
35%	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100	237,900	274,300		
38%	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600	274,300	311,200		
41%	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100	311,200	369,500		
44%	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500	369,500	467,400		
47%	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000	467,400	560,800		
50%	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300	560,800	894,200		
55%	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700	894,200	1,727,500		
60%	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000	1,727,500	2,560,800		
65%	2,530,800円以上	2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上		2,560,800円以上				

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (→) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受け）(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賃与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。
 (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」欄と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 (←) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、(→) 当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
 (→) 及び(←)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等
 (←) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ
 (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める

率である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定により税

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (イ) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場
の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ
額を計算する。
- (ウ) (イ)から毎までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい
ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,500	137,000	139,000	12,700	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,600	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,700	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,800	143,000	145,000	13,300
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,900	145,000	147,000	13,500
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,000	147,000	149,000	13,700
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,100	149,000	151,000	13,900
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,200	151,000	153,000	14,100
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,300	153,000	155,000	14,300
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,400	155,000	157,000	14,500
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,400	157,000	159,000	14,700
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,500	159,000	161,000	14,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,600	161,000	163,000	15,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,700	163,000	165,000	15,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,800	165,000	167,000	15,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,000	167,000	169,000	15,700
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,200	169,000	171,000	15,900
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,300	171,000	173,000	16,100
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,500	173,000	175,000	16,300
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,700	175,000	177,000	16,500
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,900	177,000	179,000	16,700
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	7,100	179,000	181,000	16,900
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,200	181,000	183,000	17,100
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,400	183,000	185,000	17,300
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,600	185,000	187,000	17,500
26,000	27,000	2,300	87,000	89,000	7,800	187,000	189,000	17,700
27,000	28,000	2,400	89,000	91,000	8,000	189,000	191,000	17,900
28,000	29,000	2,500	91,000	93,000	8,100	191,000	193,000	18,100
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,200	193,000	195,000	18,300
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,500	195,000	198,000	18,500
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,700	198,000	201,000	18,800
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,900	201,000	204,000	19,100
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	9,100	204,000	207,000	19,400
34,000	35,000	3,000	103,000	105,000	9,300	207,000	210,000	19,700
35,000	36,000	3,100	105,000	107,000	9,500	210,000	213,000	20,000
36,000	37,000	3,200	107,000	109,000	9,700	213,000	216,000	20,300
37,000	38,000	3,300	109,000	111,000	9,900	216,000	219,000	20,600
38,000	39,000	3,400	111,000	113,000	10,100	219,000	222,000	20,900
39,000	40,000	3,500	113,000	115,000	10,300	222,000	225,000	21,200
40,000	41,000	3,600	115,000	117,000	10,500	225,000	228,000	21,500
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,700	228,000	231,000	21,800
42,000	43,000	3,700	119,000	121,000	10,900	231,000	234,000	22,100
43,000	44,000	3,800	121,000	123,000	11,100	234,000	237,000	22,400
44,000	45,000	3,900	123,000	125,000	11,300	237,000	240,000	22,700
45,000	46,000	4,000	125,000	127,000	11,500	240,000	243,000	23,000
46,000	47,000	4,100	127,000	129,000	11,700	243,000	246,000	23,300
47,000	48,000	4,200	129,000	131,000	11,900	246,000	249,000	23,600
48,000	49,000	4,300	131,000	133,000	12,100	249,000	252,000	23,900
49,000	50,000	4,400	133,000	135,000	12,300	252,000	255,000	24,200
50,000	51,000	4,500	135,000	137,000	12,500	255,000	258,000	24,500

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	24,800	414,000	418,000	46,100	614,000	618,000	76,800
261,000	264,000	25,100	418,000	422,000	46,700	618,000	622,000	77,600
264,000	267,000	25,400	422,000	426,000	47,300	622,000	626,000	78,400
267,000	270,000	25,700	426,000	430,000	47,900	626,000	630,000	79,200
270,000	273,000	26,000	430,000	434,000	48,500	630,000	634,000	80,000
273,000	276,000	26,300	434,000	438,000	49,100	634,000	638,000	80,800
276,000	279,000	26,600	438,000	442,000	49,700	638,000	642,000	81,600
279,000	282,000	26,900	442,000	446,000	50,300	642,000	646,000	82,400
282,000	285,000	27,200	446,000	450,000	50,900	646,000	650,000	83,200
285,000	288,000	27,500	450,000	454,000	51,500	650,000	655,000	84,000
288,000	291,000	27,800	454,000	458,000	52,100	655,000	660,000	85,000
291,000	294,000	28,100	458,000	462,000	52,700	660,000	665,000	86,000
294,000	297,000	28,400	462,000	466,000	53,300	665,000	670,000	87,000
297,000	300,000	28,700	466,000	470,000	53,900	670,000	675,000	88,000
300,000	303,000	29,000	470,000	474,000	54,500	675,000	680,000	89,000
303,000	306,000	29,400	474,000	478,000	55,100	680,000	685,000	90,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	55,700	685,000	690,000	91,000
309,000	312,000	30,300	482,000	486,000	56,300	690,000	695,000	92,000
312,000	315,000	30,800	486,000	490,000	56,900	695,000	700,000	93,000
315,000	318,000	31,200	490,000	494,000	57,500	700,000	705,000	94,000
318,000	321,000	31,700	494,000	498,000	58,100	705,000	710,000	95,000
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	58,700	710,000	715,000	96,000
324,000	327,000	32,600	502,000	506,000	59,300	715,000	720,000	97,000
327,000	330,000	33,000	506,000	510,000	59,900	720,000	725,000	98,000
330,000	333,000	33,500	510,000	514,000	60,500	725,000	730,000	99,000
333,000	336,000	33,900	514,000	518,000	61,100	730,000	735,000	100,000
336,000	339,000	34,400	518,000	522,000	61,700	735,000	740,000	101,000
339,000	342,000	34,800	522,000	526,000	62,300	740,000	745,000	102,000
342,000	345,000	35,300	526,000	530,000	62,900	745,000	750,000	103,000
345,000	348,000	35,700	530,000	534,000	63,500	750,000	755,000	104,000
348,000	351,000	36,200	534,000	538,000	64,100	755,000	760,000	105,000
351,000	354,000	36,600	538,000	542,000	64,700	760,000	765,000	106,000
354,000	357,000	37,100	542,000	546,000	65,300	765,000	770,000	107,000
357,000	360,000	37,500	546,000	550,000	65,900	770,000	775,000	108,000
360,000	363,000	38,000	550,000	554,000	66,500	775,000	780,000	109,000
363,000	366,000	38,400	554,000	558,000	67,100	780,000	785,000	110,000
366,000	369,000	38,900	558,000	562,000	67,700	785,000	790,000	111,000
369,000	372,000	39,300	562,000	566,000	68,300	790,000	795,000	112,000
372,000	375,000	39,800	566,000	570,000	68,900	795,000	800,000	113,000
375,000	378,000	40,200	570,000	574,000	69,500	800,000	805,000	114,000
378,000	381,000	40,700	574,000	578,000	70,100	805,000	810,000	115,000
381,000	384,000	41,100	578,000	582,000	70,700	810,000	815,000	116,000
384,000	387,000	41,600	582,000	586,000	71,300	815,000	820,000	117,000
387,000	390,000	42,000	586,000	590,000	71,900	820,000	825,000	118,000
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	72,500	825,000	830,000	119,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	73,100	830,000	835,000	120,000
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	73,700	835,000	840,000	121,000
402,000	406,000	44,300	602,000	606,000	74,400	840,000	845,000	122,000
406,000	410,000	44,900	606,000	610,000	75,200	845,000	850,000	123,000
410,000	414,000	45,500	610,000	614,000	76,000	850,000	855,000	124,000

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	125,000	円 955,000	円 960,000	円 145,000	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得 金額に35%を 乗じて算出した 金額から 281,000円を 控除した金額
860,000	865,000	126,000	960,000	965,000	146,000			
865,000	870,000	127,000	965,000	970,000	147,000			
870,000	875,000	128,000	970,000	975,000	148,000			
875,000	880,000	129,000	975,000	980,000	149,000			
880,000	885,000	130,000	980,000	985,000	150,000	3,000,000	4,000,000	課税給与所得 金額に40%を 乗じて算出した 金額から 431,000円を 控除した金額
885,000	890,000	131,000	985,000	990,000	151,000			
890,000	895,000	132,000	990,000	995,000	152,000			
895,000	900,000	133,000	995,000	1,000,000	153,000			
900,000	905,000	134,000						
905,000	910,000	135,000	1,000,000	1,500,000	課税給与所得 金額に25%を 乗じて算出した 金額から 56,000円を控 除した金額	4,000,000	4,630,000	課税給与所得 金額に50%を 乗じて算出した 金額から 831,000円を 控除した金額
910,000	915,000	136,000						
915,000	920,000	137,000						
920,000	925,000	138,000						
925,000	930,000	139,000						
930,000	935,000	140,000	1,500,000	2,200,000	課税給与所得 金額に30%を 乗じて算出した 金額から 171,000円を 控除した金額	4,630,000円	1,452,500円	
935,000	940,000	141,000						
940,000	945,000	142,000						
945,000	950,000	143,000						
950,000	955,000	144,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除))に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ア) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除))に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ア) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (ア) (ロ)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
 - (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
 - (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満			
270,000	円未満	152,000円未満	314,000	円	315,000	円	187,200	359,000	360,000	223,200
270,000	271,000	152,000	315,000	円	316,000	円	188,000	360,000	361,000	224,000
271,000	272,000	152,800	316,000	円	317,000	円	188,800	361,000	362,000	224,800
272,000	273,000	153,600	317,000	円	318,000	円	189,600	362,000	363,000	225,600
273,000	274,000	154,400	318,000	円	319,000	円	190,400	363,000	364,000	226,400
274,000	275,000	155,200	319,000	円	320,000	円	191,200	364,000	365,000	227,200
275,000	276,000	156,000	320,000	円	321,000	円	192,000	365,000	366,000	228,000
276,000	277,000	156,800	321,000	円	322,000	円	192,800	366,000	367,000	228,800
277,000	278,000	157,600	322,000	円	323,000	円	193,600	367,000	368,000	229,600
278,000	279,000	158,400	323,000	円	324,000	円	194,400	368,000	369,000	230,400
279,000	280,000	159,200	324,000	円	325,000	円	195,200	369,000	370,000	231,200
280,000	281,000	160,000	325,000	円	326,000	円	196,000	370,000	371,000	232,000
281,000	282,000	160,800	326,000	円	327,000	円	196,800	371,000	372,000	232,800
282,000	283,000	161,600	327,000	円	328,000	円	197,600	372,000	373,000	233,600
283,000	284,000	162,400	328,000	円	329,000	円	198,400	373,000	374,000	234,400
284,000	285,000	163,200	329,000	円	330,000	円	199,200	374,000	375,000	235,200
285,000	286,000	164,000	330,000	円	331,000	円	200,000	375,000	376,000	236,000
286,000	287,000	164,800	331,000	円	332,000	円	200,800	376,000	377,000	236,800
287,000	288,000	165,600	332,000	円	333,000	円	201,600	377,000	378,000	237,600
288,000	289,000	166,400	333,000	円	334,000	円	202,400	378,000	379,000	238,400
289,000	290,000	167,200	334,000	円	335,000	円	203,200	379,000	380,000	239,200
290,000	291,000	168,000	335,000	円	336,000	円	204,000	380,000	381,000	240,000
291,000	292,000	168,800	336,000	円	337,000	円	204,800	381,000	382,000	240,800
292,000	293,000	169,600	337,000	円	338,000	円	205,600	382,000	383,000	241,600
293,000	294,000	170,400	338,000	円	339,000	円	206,400	383,000	384,000	242,400
294,000	295,000	171,200	339,000	円	340,000	円	207,200	384,000	385,000	243,200
295,000	296,000	172,000	340,000	円	341,000	円	208,000	385,000	386,000	244,000
296,000	297,000	172,800	341,000	円	342,000	円	208,800	386,000	387,000	244,800
297,000	298,000	173,600	342,000	円	343,000	円	209,600	387,000	388,000	245,600
298,000	299,000	174,400	343,000	円	344,000	円	210,400	388,000	389,000	246,400
299,000	300,000	175,200	344,000	円	345,000	円	211,200	389,000	390,000	247,200
300,000	301,000	176,000	345,000	円	346,000	円	212,000	390,000	391,000	248,000
301,000	302,000	176,800	346,000	円	347,000	円	212,800	391,000	392,000	248,800
302,000	303,000	177,600	347,000	円	348,000	円	213,600	392,000	393,000	249,600
303,000	304,000	178,400	348,000	円	349,000	円	214,400	393,000	394,000	250,400
304,000	305,000	179,200	349,000	円	350,000	円	215,200	394,000	395,000	251,200
305,000	306,000	180,000	350,000	円	351,000	円	216,000	395,000	396,000	252,000
306,000	307,000	180,800	351,000	円	352,000	円	216,800	396,000	397,000	252,800
307,000	308,000	181,600	352,000	円	353,000	円	217,600	397,000	398,000	253,600
308,000	309,000	182,400	353,000	円	354,000	円	218,400	398,000	399,000	254,400
309,000	310,000	183,200	354,000	円	355,000	円	219,200	399,000	400,000	255,200
310,000	311,000	184,000	355,000	円	356,000	円	220,000	400,000	401,000	256,000
311,000	312,000	184,800	356,000	円	357,000	円	220,800	401,000	402,000	256,800
312,000	313,000	185,600	357,000	円	358,000	円	221,600	402,000	403,000	257,600
313,000	314,000	186,400	358,000	円	359,000	円	222,400	403,000	404,000	258,400

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

四五五

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
404,000	405,000	259,200	449,000	450,000	295,200	530,000	532,000	360,000	405,000	406,000	260,000	532,000	534,000	361,600
406,000	407,000	260,800	451,000	452,000	296,800	534,000	536,000	363,200	407,000	408,000	261,600	536,000	538,000	364,800
408,000	409,000	262,400	453,000	454,000	298,400	538,000	540,000	366,400						
409,000	410,000	263,200	454,000	455,000	299,200	540,000	542,000	368,000	410,000	411,000	264,000	542,000	544,000	369,600
411,000	412,000	264,800	455,000	456,000	300,000	544,000	546,000	371,200	412,000	413,000	265,600	546,000	548,000	372,800
413,000	414,000	266,400	457,000	458,000	301,600	548,000	550,000	374,400						
414,000	415,000	267,200	460,000	462,000	304,000	550,000	552,000	376,000	415,000	416,000	268,000	552,000	554,000	377,600
416,000	417,000	268,800	462,000	464,000	305,600	554,000	556,000	379,200	417,000	418,000	269,600	556,000	558,000	380,800
418,000	419,000	270,400	463,000	465,000	308,800	558,000	560,000	382,400						
419,000	420,000	271,200	470,000	472,000	312,000	560,000	562,000	384,000	420,000	421,000	272,000	562,000	564,000	385,600
421,000	422,000	272,800	472,000	474,000	313,600	564,000	566,000	387,200	422,000	423,000	273,600	566,000	568,000	388,800
423,000	424,000	274,400	473,000	475,000	315,200	568,000	570,000	390,400						
424,000	425,000	275,200	480,000	482,000	320,000	570,000	572,000	392,000	425,000	426,000	276,000	572,000	574,000	393,600
426,000	427,000	276,800	482,000	484,000	321,600	574,000	576,000	395,200	427,000	428,000	277,600	574,000	576,000	396,800
428,000	429,000	278,400	483,000	485,000	323,200	578,000	580,000	398,400						
429,000	430,000	279,200	490,000	492,000	328,000	580,000	582,000	400,000	430,000	431,000	280,000	582,000	584,000	401,600
431,000	432,000	280,800	492,000	494,000	329,600	584,000	586,000	403,200	432,000	433,000	281,600	586,000	588,000	404,800
433,000	434,000	282,400	493,000	495,000	332,800	588,000	590,000	406,400						
434,000	435,000	283,200	500,000	502,000	336,000	590,000	592,000	408,000	435,000	436,000	284,000	592,000	594,000	409,600
436,000	437,000	284,800	502,000	504,000	337,600	592,000	594,000	411,200	437,000	438,000	285,600	594,000	596,000	411,200
438,000	439,000	286,400	503,000	505,000	339,200	596,000	598,000	412,800	439,000	440,000	287,200	596,000	598,000	414,400
439,000	440,000	287,200	510,000	512,000	344,000	600,000	602,000	416,000	440,000	441,000	288,000	602,000	604,000	417,600
441,000	442,000	288,800	512,000	514,000	345,600	602,000	604,000	419,200	442,000	443,000	289,600	602,000	604,000	420,800
443,000	444,000	290,400	513,000	515,000	347,200	604,000	606,000	422,400						
444,000	445,000	291,200	520,000	522,000	352,000	610,000	612,000	424,000	445,000	446,000	292,000	612,000	614,000	425,600
446,000	447,000	292,800	522,000	524,000	353,600	612,000	614,000	427,200	447,000	448,000	293,600	612,000	614,000	428,800
448,000	449,000	294,400	523,000	525,000	355,200	614,000	616,000	430,400						
449,000			524,000	526,000	356,800	616,000	618,000	432,000						
450,000			525,000	527,000	358,400	618,000	620,000	433,600						

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
620,000	622,000	432,000	710,000	712,000	507,000	800,000	802,000	588,000
622,000	624,000	433,600	712,000	714,000	508,800	802,000	804,000	589,800
624,000	626,000	435,200	714,000	716,000	510,600	804,000	806,000	591,600
626,000	628,000	436,800	716,000	718,000	512,400	806,000	808,000	593,400
628,000	630,000	438,400	718,000	720,000	514,200	808,000	810,000	595,200
630,000	632,000	440,000	720,000	722,000	516,000	810,000	812,000	597,000
632,000	634,000	441,600	722,000	724,000	517,800	812,000	814,000	598,800
634,000	636,000	443,200	724,000	726,000	519,600	814,000	816,000	600,600
636,000	638,000	444,800	726,000	728,000	521,400	816,000	818,000	602,400
638,000	640,000	446,400	728,000	730,000	523,200	818,000	820,000	604,200
640,000	642,000	448,000	730,000	732,000	525,000	820,000	822,000	606,000
642,000	644,000	449,600	732,000	734,000	526,800	822,000	824,000	607,300
644,000	646,000	451,200	734,000	736,000	528,600	824,000	826,000	609,600
646,000	648,000	452,800	736,000	738,000	530,400	826,000	828,000	611,400
648,000	650,000	454,400	738,000	740,000	532,200	828,000	830,000	613,200
650,000	652,000	456,000	740,000	742,000	534,000	830,000	832,000	615,000
652,000	654,000	457,600	742,000	744,000	535,800	832,000	834,000	616,800
654,000	656,000	459,200	744,000	746,000	537,600	834,000	836,000	618,600
656,000	658,000	460,800	746,000	748,000	539,400	836,000	838,000	620,400
658,000	660,000	462,400	748,000	750,000	541,200	838,000	840,000	622,200
660,000	662,000	464,000	750,000	752,000	543,000	840,000	842,000	624,000
662,000	664,000	465,600	752,000	754,000	544,800	842,000	844,000	625,800
664,000	666,000	467,200	754,000	756,000	546,600	844,000	846,000	627,600
666,000	668,000	468,800	756,000	758,000	548,400	846,000	848,000	629,400
668,000	670,000	470,400	758,000	760,000	550,200	848,000	850,000	631,200
670,000	672,000	472,000	760,000	762,000	552,000	850,000	852,000	633,000
672,000	674,000	473,600	762,000	764,000	553,800	852,000	854,000	634,800
674,000	676,000	475,200	764,000	766,000	555,600	854,000	856,000	636,600
676,000	678,000	476,800	766,000	768,000	557,400	856,000	858,000	638,400
678,000	680,000	478,400	768,000	770,000	559,200	858,000	860,000	640,200
680,000	682,000	480,000	770,000	772,000	561,000	860,000	862,000	642,000
682,000	684,000	481,600	772,000	774,000	562,800	862,000	864,000	643,800
684,000	686,000	483,200	774,000	776,000	564,600	864,000	866,000	645,600
686,000	688,000	485,400	776,000	778,000	566,400	866,000	868,000	647,400
688,000	690,000	487,200	778,000	780,000	568,200	868,000	870,000	649,200
690,000	692,000	489,000	780,000	782,000	570,000	870,000	872,000	651,000
692,000	694,000	490,800	782,000	784,000	571,800	872,000	874,000	652,800
694,000	696,000	492,600	784,000	786,000	573,600	874,000	876,000	654,600
696,000	698,000	494,400	786,000	788,000	575,400	876,000	878,000	656,400
698,000	700,000	496,200	788,000	790,000	577,200	878,000	880,000	658,200
700,000	702,000	498,000	790,000	792,000	579,000	880,000 円以上		給与等の金額 から 220,000 円を控除した 金額
702,000	704,000	499,800	792,000	794,000	580,800			
704,000	706,000	501,600	794,000	796,000	582,600			
706,000	708,000	503,400	796,000	798,000	584,400			
708,000	710,000	505,200	798,000	800,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

四六七

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
4,000円未満	0	102,000	104,000	4,500	274,000	278,000	12,700	
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,600	278,000	282,000	12,900
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,700	282,000	286,000	13,100
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,800	286,000	290,000	13,300
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,900	290,000	294,000	13,500
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,000	294,000	298,000	13,700
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,100	298,000	302,000	13,900
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,200	302,000	306,000	14,100
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,300	306,000	310,000	14,300
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,400	310,000	314,000	14,500
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,400	314,000	318,000	14,700
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,500	318,000	322,000	14,900
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,600	322,000	326,000	15,100
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,700	326,000	330,000	15,300
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,800	330,000	334,000	15,500
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	6,000	334,000	338,000	15,700
34,000	36,000	1,500	138,000	142,000	6,200	338,000	342,000	15,900
36,000	38,000	1,600	142,000	146,000	6,300	342,000	346,000	16,100
38,000	40,000	1,700	146,000	150,000	6,500	346,000	350,000	16,300
40,000	42,000	1,800	150,000	154,000	6,700	350,000	354,000	16,500
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,900	354,000	358,000	16,700
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	7,100	358,000	362,000	16,900
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,200	362,000	366,000	17,100
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,400	366,000	370,000	17,300
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,600	370,000	374,000	17,500
52,000	54,000	2,300	174,000	178,000	7,800	374,000	378,000	17,700
54,000	56,000	2,400	178,000	182,000	8,000	378,000	382,000	17,900
56,000	58,000	2,500	182,000	186,000	8,100	382,000	386,000	18,100
58,000	60,000	2,600	186,000	190,000	8,300	386,000	390,000	18,300
60,000	62,000	2,700	190,000	194,000	8,500	390,000	396,000	18,500
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,700	396,000	402,000	18,800
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,900	402,000	408,000	19,100
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	9,100	408,000	414,000	19,400
68,000	70,000	3,000	206,000	210,000	9,300	414,000	420,000	19,700
70,000	72,000	3,100	210,000	214,000	9,500	420,000	426,000	20,000
72,000	74,000	3,200	214,000	218,000	9,700	426,000	432,000	20,300
74,000	76,000	3,300	218,000	222,000	9,900	432,000	438,000	20,600
76,000	78,000	3,400	222,000	226,000	10,100	438,000	444,000	20,900
78,000	80,000	3,500	226,000	230,000	10,300	444,000	450,000	21,200
80,000	82,000	3,600	230,000	234,000	10,500	450,000	456,000	21,500
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,700	456,000	462,000	21,800
84,000	86,000	3,700	238,000	242,000	10,900	462,000	468,000	22,100
86,000	88,000	3,800	242,000	246,000	11,100	468,000	474,000	22,400
88,000	90,000	3,900	246,000	250,000	11,300	474,000	480,000	22,700
90,000	92,000	4,000	250,000	254,000	11,500	480,000	486,000	23,000
92,000	94,000	4,100	254,000	258,000	11,700	486,000	492,000	23,300
94,000	96,000	4,200	258,000	262,000	11,900	492,000	498,000	23,600
96,000	98,000	4,300	262,000	266,000	12,100	498,000	504,000	23,900
98,000	100,000	4,400	266,000	270,000	12,300	504,000	510,000	24,200
100,000	102,000	4,500	270,000	274,000	12,500	510,000	516,000	24,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
516,000	522,000	24,800	828,000	836,000	46,100	1,228,000	1,236,000	76,800
522,000	528,000	25,100	836,000	844,000	46,700	1,236,000	1,244,000	77,600
528,000	534,000	25,400	844,000	852,000	47,300	1,244,000	1,252,000	78,400
534,000	540,000	25,700	852,000	860,000	47,900	1,252,000	1,260,000	79,200
540,000	546,000	26,000	860,000	868,000	48,500	1,260,000	1,268,000	80,000
546,000	552,000	26,300	868,000	876,000	49,100	1,268,000	1,276,000	80,800
552,000	558,000	26,600	876,000	884,000	49,700	1,276,000	1,284,000	81,600
558,000	564,000	26,900	884,000	892,000	50,300	1,284,000	1,292,000	82,400
564,000	570,000	27,200	892,000	900,000	50,900	1,292,000	1,300,000	83,200
570,000	576,000	27,500	900,000	908,000	51,500	1,300,000	1,310,000	84,000
576,000	582,000	27,800	908,000	916,000	52,100	1,310,000	1,320,000	85,000
582,000	588,000	28,100	916,000	924,000	52,700	1,320,000	1,330,000	86,000
588,000	594,000	28,400	924,000	932,000	53,300	1,330,000	1,340,000	87,000
594,000	600,000	28,700	932,000	940,000	53,900	1,340,000	1,350,000	88,000
600,000	606,000	29,000	940,000	948,000	54,500	1,350,000	1,360,000	89,000
606,000	612,000	29,400	948,000	956,000	55,100	1,360,000	1,370,000	90,000
612,000	618,000	29,900	956,000	964,000	55,700	1,370,000	1,380,000	91,000
618,000	624,000	30,300	964,000	972,000	56,300	1,380,000	1,390,000	92,000
624,000	630,000	30,800	972,000	980,000	56,900	1,390,000	1,400,000	93,000
630,000	636,000	31,200	980,000	988,000	57,500	1,400,000	1,410,000	94,000
636,000	642,000	31,700	988,000	996,000	58,100	1,410,000	1,420,000	95,000
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	58,700	1,420,000	1,430,000	96,000
648,000	654,000	32,600	1,004,000	1,012,000	59,300	1,430,000	1,440,000	97,000
654,000	660,000	33,000	1,012,000	1,020,000	59,900	1,440,000	1,450,000	98,000
660,000	666,000	33,500	1,020,000	1,028,000	60,500	1,450,000	1,460,000	99,000
666,000	672,000	33,900	1,028,000	1,036,000	61,100	1,460,000	1,470,000	100,000
672,000	678,000	34,400	1,036,000	1,044,000	61,700	1,470,000	1,480,000	101,000
678,000	684,000	34,800	1,044,000	1,052,000	62,300	1,480,000	1,490,000	102,000
684,000	690,000	35,300	1,052,000	1,060,000	62,900	1,490,000	1,500,000	103,000
690,000	696,000	35,700	1,060,000	1,068,000	63,500	1,500,000	1,510,000	104,000
696,000	702,000	36,200	1,068,000	1,076,000	64,100	1,510,000	1,520,000	105,000
702,000	708,000	36,600	1,076,000	1,084,000	64,700	1,520,000	1,530,000	106,000
708,000	714,000	37,100	1,084,000	1,092,000	65,300	1,530,000	1,540,000	107,000
714,000	720,000	37,500	1,092,000	1,100,000	65,900	1,540,000	1,550,000	108,000
720,000	726,000	38,000	1,100,000	1,108,000	66,500	1,550,000	1,560,000	109,000
726,000	732,000	38,400	1,108,000	1,116,000	67,100	1,560,000	1,570,000	110,000
732,000	738,000	38,900	1,116,000	1,124,000	67,700	1,570,000	1,580,000	111,000
738,000	744,000	39,300	1,124,000	1,132,000	68,300	1,580,000	1,590,000	112,000
744,000	750,000	39,800	1,132,000	1,140,000	68,900	1,590,000	1,600,000	113,000
750,000	756,000	40,200	1,140,000	1,148,000	69,500	1,600,000	1,610,000	114,000
756,000	762,000	40,700	1,148,000	1,156,000	70,100	1,610,000	1,620,000	115,000
762,000	768,000	41,100	1,156,000	1,164,000	70,700	1,620,000	1,630,000	116,000
768,000	774,000	41,600	1,164,000	1,172,000	71,300	1,630,000	1,640,000	117,000
774,000	780,000	42,000	1,172,000	1,180,000	71,900	1,640,000	1,650,000	118,000
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	72,500	1,650,000	1,660,000	119,000
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	73,100	1,660,000	1,670,000	120,000
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	73,700	1,670,000	1,680,000	121,000
804,000	812,000	44,300	1,204,000	1,212,000	74,400	1,680,000	1,690,000	122,000
812,000	820,000	44,900	1,212,000	1,220,000	75,200	1,690,000	1,700,000	123,000
820,000	828,000	45,500	1,220,000	1,228,000	76,000	1,700,000	1,710,000	124,000

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一)

所得稅法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 125,000	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	126,000						
1,730,000	1,740,000	127,000						
1,740,000	1,750,000	128,000						
1,750,000	1,760,000	129,000						
1,760,000	1,770,000	130,000	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	131,000						
1,780,000	1,790,000	132,000						
1,790,000	1,800,000	133,000						
1,800,000	1,810,000	134,000						
1,810,000	1,820,000	135,000	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,951,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	136,000						
1,830,000	1,840,000	137,000						
1,840,000	1,850,000	138,000						
1,850,000	1,860,000	139,000						
1,860,000	1,870,000	140,000	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	141,000						
1,880,000	1,890,000	142,000						
1,890,000	1,900,000	143,000						
1,900,000	1,910,000	144,000						
1,910,000	1,920,000	145,000	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	146,000						
1,930,000	1,940,000	147,000						
1,940,000	1,950,000	148,000						
1,950,000	1,960,000	149,000						
1,960,000	1,970,000	150,000	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	151,000						
1,980,000	1,990,000	152,000						
1,990,000	2,000,000	153,000						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	200,000 円	700,000 円	23年	2,100,000 円	2,600,000 円
			24年	2,300,000 円	2,800,000 円
			25年	2,500,000 円	3,000,000 円
5年	250,000	750,000	26年	2,700,000	3,200,000
6年	300,000	800,000	27年	2,900,000	3,400,000
7年	350,000	850,000	28年	3,100,000	3,600,000
8年	400,000	900,000	29年	3,300,000	3,800,000
9年	450,000	950,000	30年	3,500,000	4,000,000
10年	500,000	1,000,000	31年	3,800,000	4,300,000
11年	600,000	1,100,000	32年	4,100,000	4,600,000
12年	700,000	1,200,000	33年	4,400,000	4,900,000
13年	800,000	1,300,000	34年	4,700,000	5,200,000
14年	900,000	1,400,000	35年	5,000,000	5,500,000
15年	1,000,000	1,500,000	36年	5,300,000	5,800,000
16年	1,100,000	1,600,000	37年	5,600,000	6,100,000
17年	1,200,000	1,700,000	38年	5,900,000	6,400,000
18年	1,300,000	1,800,000	39年	6,200,000	6,700,000
19年	1,400,000	1,900,000	40年	6,500,000	7,000,000
20年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年を超える1年に300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年を超える1年に300,000円を加算した金額
21年	1,700,000	2,200,000			
22年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

附則	
(施行期日)	
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、所得税法第十条(少額預金等の利息所得の非課税)の改正規定は、同年七月一日から施行する。	
(経過規定の原則)	
第二条 この附則において別段の定めがあるものと除き、改正後の所得税法(以下「新法」とい	
所得控除額)	
第二十八条第三項第一号(給与	六十八万円
所得控除額)	八万円
第二十八条第三項第一号	六十八万円
所得控除額)	六十七万円
第二十八条第三項第一号	六十七万円
所得控除額)	七万円
第二十八条第三項第一号	六十七万円
所得控除額)	八万円
第二十八条第三項第一号	八十七万円
所得控除額)	八十八万円
第二十八条第三項第一号	八十七万円
所得控除額)	九万円
第二十八条第三項第一号	八十七万円
所得控除額)	二十二万円
第二十八条第三項第一号	二十一万円
所得控除額)	十五万円
第二十八条第三項第一号	十四万五千円
所得控除額)	七万円
第二十八条第三項第一号	六万七千五百円
所得控除額)	十五万円
第二十八条第三項第一号	十四万七千五百円
所得控除額)	百万円未満
第二百九十条第二項(退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第一
第二百九十条第二項(退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第七
第二百九十条第二項(退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第八

該各号に掲げる税額によるものとする。 所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得 稅の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる 稅額は、次の各号に掲げる稅額の区分に応じ当 月一日から施行する。	うの規定は、昭和四十二年分以後の所得税に ついて適用し、昭和四十一年分以前の所得税に ついては、なお従前の例による。
一 課税總所得金額又は課税退職所得金額に 係る所得稅の額 当該課税總所得金額又は課税 退職所得金額に応じ附則別表第一に定める稅 額	三 新法第九十条第一項第一号に掲げる稅額 同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表 第一に定める稅額
二 課税山林所得金額に係る所得稅の額 当該 課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める 稅額	第四条 新法第五十五条第三項(内國法人の納稅義 務)、第七条第一項第四号(内國法人に係る課税 所得の範囲)、第一百七十四条(内國法人に係る所 得稅の課稅標準)、第一百七十五条(内國法人に係 る所得稅の税率)、第二百十二条第三項(内國法 人の所得に係る源泉徵收稅務)及び第二百十三 条第二項(内國法人の所得に係る源泉徵收稅務) (新法第百七十四条第五号に掲げる賞金に係る 部分に限る)の規定は、昭和四十三年一月一日 以後に支払を受ける当該賞金について適用す る。
三 新法第五十五条第三項(内國法人の納稅義 務)、第七条第一項第四号(内國法人に係る課税 所得の範囲)、第一百七十四条(内國法人に係る所 得稅の課稅標準)、第一百七十五条(内國法 人の所得に係る源泉徵收稅務)及び第二百十三 条第二項(内國法人の所得に係る源泉徵收稅務) (新法第百七十四条第五号に掲げる賞金に係る 部分に限る)の規定は、昭和四十三年一月一日 以後に支払を受ける当該賞金について適用す る。	第五条 新法第九条第一項第十五号及び第十六号 並びに同条第二項第六号及び第七号(非課稅所 得)並びに第二十五条第一項第三号及び第四号 (配當等の額とみなす金額)の規定は、法人稅法 の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行の日以後に解散し又は合併した法人から交 付を受ける金銭その他の資産については、なお 従前の例による。

第六条 新法第十条第一項(少額預金等の利息所 得の非課税)の規定は、昭和四十二年七月一日 以後に支払を受けるべき同項各号に掲げる利息 又は収益の分配について適用し、同日前に支払 を受けるべき当該利息又は収益の分配について は、なお従前の例による。	二 課税山林所得金額に係る所得稅の額 当該 課税山林所得金額に応じ附則別表第一に定める 稅額
二 課税山林所得金額に係る所得稅の額 当該 課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める 稅額	第三条 昭和四十二年分の所得稅の所得控除及び稅額 の計算に係る特例
三 新法第五十五条第三項(内國法人の納稅義 務)、第七条第一項第四号(内國法人に係る課税 所得の範囲)、第一百七十四条(内國法人に係る所 得稅の課稅標準)、第一百七十五条(内國法 人の所得に係る源泉徵收稅務)及び第二百十三 条第二項(内國法人の所得に係る源泉徵收稅務) (新法第百七十四条第五号に掲げる賞金に係る 部分に限る)の規定は、昭和四十三年一月一日 以後に支払を受ける当該賞金について適用す る。	第四条 新法第五十七条第一項(同項の親族の範 囲に限る部分を除く)及び第二項(事業に専 従する親族がある場合の必要経費の特例等)の 規定は、昭和四十三年分以後の所得稅について 適用し、昭和四十二年分以前の所得稅について は、なお従前の例による。
四 第七条 新法第五十七条第一項(同項の親族の範 囲に限る部分を除く)及び第二項(事業に専 従する親族がある場合の必要経費の特例等)の 規定は、昭和四十三年分以後の所得稅について 適用し、昭和四十二年分以前の所得稅について は、なお従前の例による。	第五条 新法第六十七条の二(小規模事業者の収 入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三 年分以後の所得稅について適用する。
五 第八条 新法第六十七条の二(小規模事業者の収 入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三 年分以後の所得稅について適用する。	第六条 新法第六十七条の二(小規模事業者の収 入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三 年分以後の所得稅について適用する。

第六条 新法第十条第一項(少額預金等の利息所 得の非課税)の規定は、昭和四十二年七月一日 以後に支払を受けるべき同項各号に掲げる利息 又は収益の分配について適用し、同日前に支払 を受けるべき当該利息又は収益の分配について は、なお従前の例による。	二 課税山林所得金額に係る所得稅の額 当該 課税山林所得金額に応じ附則別表第一に定める 稅額
二 課税山林所得金額に係る所得稅の額 当該 課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める 稅額	三 新法第五十五条第三項(内國法人の納稅義 務)、第七条第一項第四号(内國法人に係る課税 所得の範囲)、第一百七十四条(内國法人に係る所 得稅の課稅標準)、第一百七十五条(内國法 人の所得に係る源泉徵收稅務)及び第二百十三 条第二項(内國法人の所得に係る源泉徵收稅務) (新法第百七十四条第五号に掲げる賞金に係る 部分に限る)の規定は、昭和四十三年一月一日 以後に支払を受ける当該賞金について適用す る。
三 新法第五十五条第三項(内國法人の納稅義 務)、第七条第一項第四号(内國法人に係る課税 所得の範囲)、第一百七十四条(内國法人に係る所 得稅の課稅標準)、第一百七十五条(内國法 人の所得に係る源泉徵收稅務)及び第二百十三 条第二項(内國法人の所得に係る源泉徵收稅務) (新法第百七十四条第五号に掲げる賞金に係る 部分に限る)の規定は、昭和四十三年一月一日 以後に支払を受ける当該賞金について適用す る。	第四条 新法第五十七条第一項(同項の親族の範 囲に限る部分を除く)及び第二項(事業に専 従する親族がある場合の必要経費の特例等)の 規定は、昭和四十三年分以後の所得稅について 適用し、昭和四十二年分以前の所得稅について は、なお従前の例による。
四 第七条 新法第五十七条第一項(同項の親族の範 囲に限る部分を除く)及び第二項(事業に専 従する親族がある場合の必要経費の特例等)の 規定は、昭和四十三年分以後の所得稅について 適用し、昭和四十二年分以前の所得稅について は、なお従前の例による。	第五条 新法第六十七条の二(小規模事業者の収 入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三 年分以後の所得稅について適用する。
五 第八条 新法第六十七条の二(小規模事業者の収 入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三 年分以後の所得稅について適用する。	第六条 新法第六十七条の二(小規模事業者の収 入及び費用の帰属時期)の規定は、昭和四十三 年分以後の所得稅について適用する。

をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るもの）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税所得金額（昭和四十一年分の所得税に該当して旧法第八十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」ということと該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

3 昭和四十一年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三万五千円を控除した金額によるものとする。

4 非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十三年分の予定納税基準額の計算の特例）

第十一条 居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げた率を乗じて計算した金額によるものとする。その者の昭和四十二年分の課税総所得金額によるとする。

に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額がなつた場合に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得減又は免除の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額を除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十二年分の所得税について新法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合に係る所得の平均課税）の選択がされていては、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた課税所得金額（昭和四十二年分の所得税に係る所得に該当しない臨時所得の金額がなつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」といふことと該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

3 昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十二年分の予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三万五千円を控除した金額によるものとする。

4 非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十三年分の予定納税基準額の計算の特例）

規定の適用があつた場合における昭和四十三年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十三年分の予定納税基準額の計算に関する経過規定）

第十三条 新法第一百六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二百十三条第一項第一号（非居住者の所得に係る源泉徴収税額）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する資金について適用し、同日前に支払うべき当該資金については、なお從前の例による。

（昭和四十二年分及び昭和四十三年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第十四条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第一百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお從前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十五条 新法第一百六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二百十三条第一項第一号（非居住者の所得に係る源泉徴収税額）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき新法第一百九十二条第一項（過納額の還付）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお從前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十六条 新法第一百五十九条第一項（青色申告の承認の取消し）（新法第一百六十六条规定による準用）において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事

実が生じた場合については、なお從前の例による。

（非居住者に対する所得税の課税標準等に関する経過規定）

第十七条 新法第一百六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二百十三条第一項第一号（非居住者の所得に係る源泉徴収税額）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する資金について適用し、同日前に支払うべき当該資金については、なお從前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十八条 新法第一百六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二百十三条第一項第一号（非居住者の所得に係る源泉徴収税額）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき新法第一百九十二条第一項（過納額の還付）の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和四十二年中に支払うべき新法第一百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものに

ついては、なお従前の例による。

(報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過規定)

第十六条 新法第四編第四章第一節(報酬、料金、

契約金又は賞金に係る源泉徴収)(新法第二百四

条第一項第四号(源泉徴収義務)に掲げる職業^人

の報酬、同項第六号に掲げる報酬及び料金

並びに同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の

賞金に係る部分を除く。)の規定は、昭和四十二

年八月一日以後に支払うべき同項の報酬若しく

は料金、契約金又は賞金について適用し、同日

前に支払うべきこれらの報酬若しくは料金、契

約金又は賞金については、なお従前の例によ

る。

2 新法第二百四条第一項第四号に掲げる職業^人

の報酬、同項第六号に掲げる報酬若しくは

料金又は同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬

の賞金に係る新法第四編第四章第一節の規定

は、昭和四十三年一月一日以後に支払うべきこ

れらの報酬若しくは料金又は賞金について適用

する。

(源泉徴収に係る所得税の納期の特例に関する

経過規定)

第十七条 新法第二百六条(源泉徴収に係る所

得税の納期の特例)の規定は、昭和四十二年七

月一日以後に徴収した同条に規定する所得税の

額を納付する場合について適用し、同日前に徴

収した当該所得税の額については、なお従前の

例による。

2 昭和四十二年七月一日前にした旧法第二百十

六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の承

認で同日において効力を有するもの及び同日前

に提出した旧法第二百七十七条第一項(納期の特

例に関する承認の申請等)の申請書は、それぞれ新法第二百六条の承認及び新法第二百十七

条第一項(納期の特例に関する承認の申請等)の申請書とみなす。

(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等に関する経過規定)

第十八条 新法第二百二十二条(不徴収税額の支

払金額からの控除及び支払請求等)の規定は、

施行日以後に新法第二百二十二条(源泉徴収に

係る所得税の徴収)の規定による徴収をされ又

は新法第二百二十二条に規定する納付をした場

合について適用し、同日前に当該徴収をされ又

は当該納付をした場合については、なお従前の

例による。

(施行日前に出國をした者に係る更正の請求)

第十九条 施行日前に昭和四十二年分の所得税に

つき旧法第二百二十七条(年の中途で出國をする

場合の確定申告)(旧法第二百六十六条(非居住者

に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に

て国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金

につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日)までの期間

間とする。

算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金

につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日)までの期間

間とする。

当等について旧法第二百九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収を行なわれたものとみなす。

第 3 項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、第一項の規定による還付

請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はそ

の還付金につき充當をする日(同日前に充當を

するのに適することとなつた日がある場合に

は、その適することとなつた日)までの期間と

する。

第 21 条 施行日前にした行及びこの附則の規定によるなお従前の例によることとされる所

得税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 22 条 災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部による改正する。

第三条第三項中「第五号」を「第六号」に改め

る。

(所得稅法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を次のようにより改正する。

(所得稅法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 所得稅法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十二条)

に改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第七条の見出し中「及び昭和四十二年分」

を削り、同条第二項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

西野別表第四 諸款

附則別表第一 昭和42年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,400	8.8	137,000	139,000	12,500	9	12,500	9
2,000	3,000	100	8.8	52,000	53,000	4,500	8.8	139,000	141,000	12,700	9
3,000	4,000	200	8.8	53,000	54,000	4,600	8.8	141,000	143,000	12,900	9
4,000	5,000	300	8.8	54,000	55,000	4,700	8.8	143,000	145,000	13,100	9
5,000	6,000	400	8.8	55,000	56,000	4,800	8.8	145,000	147,000	13,300	9
6,000	7,000	500	8.8	56,000	57,000	4,900	8.8	147,000	149,000	13,500	9
7,000	8,000	600	8.8	57,000	58,000	5,000	8.8	149,000	151,000	13,700	9
8,000	9,000	700	8.8	58,000	59,000	5,100	8.8	151,000	153,000	13,900	9
9,000	10,000	700	8.8	59,000	60,000	5,100	8.8	153,000	155,000	14,100	9
10,000	11,000	800	8.8	60,000	61,000	5,200	8.8	155,000	157,000	14,300	9
11,000	12,000	900	8.8	61,000	62,000	5,300	8.8	157,000	159,000	14,500	9
12,000	13,000	1,000	8.8	62,000	63,000	5,400	8.8	159,000	161,000	14,700	9
13,000	14,000	1,100	8.8	63,000	64,000	5,500	8.8	161,000	163,000	14,900	9
14,000	15,000	1,200	8.8	64,000	65,000	5,600	8.8	163,000	165,000	15,100	9
15,000	16,000	1,300	8.8	65,000	67,000	5,700	8.8	165,000	167,000	15,300	9
16,000	17,000	1,400	8.8	67,000	69,000	5,800	8.8	167,000	169,000	15,500	9
17,000	18,000	1,400	8.8	69,000	71,000	6,000	8.8	169,000	171,000	15,700	9
18,000	19,000	1,500	8.8	71,000	73,000	6,200	8.8	171,000	173,000	15,900	9
19,000	20,000	1,600	8.8	73,000	75,000	6,400	8.8	173,000	175,000	16,100	9
20,000	21,000	1,700	8.8	75,000	77,000	6,600	8.8	175,000	177,000	16,300	9
21,000	22,000	1,800	8.8	77,000	79,000	6,700	8.8	177,000	179,000	16,500	9
22,000	23,000	1,900	8.8	79,000	81,000	6,900	8.8	179,000	181,000	16,700	9
23,000	24,000	2,000	8.8	81,000	83,000	7,100	8.8	181,000	183,000	16,900	9
24,000	25,000	2,100	8.8	83,000	85,000	7,300	8.8	183,000	185,000	17,100	9
25,000	26,000	2,200	8.8	85,000	87,000	7,400	8.8	185,000	187,000	17,300	9
26,000	27,000	2,200	8.8	87,000	89,000	7,600	8.8	187,000	189,000	17,500	9
27,000	28,000	2,300	8.8	89,000	91,000	7,800	8.8	189,000	191,000	17,700	9
28,000	29,000	2,400	8.8	91,000	93,000	8,000	8.8	191,000	193,000	17,900	9
29,000	30,000	2,500	8.8	93,000	95,000	8,100	8.8	193,000	195,000	18,100	9
30,000	31,000	2,600	8.8	95,000	97,000	8,300	8.8	195,000	198,000	18,300	9
31,000	32,000	2,700	8.8	97,000	99,000	8,500	8.8	198,000	201,000	18,600	9
32,000	33,000	2,800	8.8	99,000	101,000	8,700	8.8	201,000	204,000	18,900	9
33,000	34,000	2,900	8.8	101,000	103,000	8,900	8.8	204,000	207,000	19,200	9
34,000	35,000	2,900	8.8	103,000	105,000	9,100	8.8	207,000	210,000	19,500	9
35,000	36,000	3,000	8.8	105,000	107,000	9,300	8.8	210,000	213,000	19,800	9
36,000	37,000	3,100	8.8	107,000	109,000	9,500	8.8	213,000	216,000	20,100	9
37,000	38,000	3,200	8.8	109,000	111,000	9,700	8.8	216,000	219,000	20,400	9
38,000	39,000	3,300	8.8	111,000	113,000	9,900	8.8	219,000	222,000	20,700	9
39,000	40,000	3,400	8.8	113,000	115,000	10,100	8.8	222,000	225,000	21,000	9
40,000	41,000	3,500	8.8	115,000	117,000	10,300	8.8	225,000	228,000	21,300	9
41,000	42,000	3,600	8.8	117,000	119,000	10,500	8.8	228,000	231,000	21,600	9
42,000	43,000	3,600	8.8	119,000	121,000	10,700	8.8	231,000	234,000	21,900	9
43,000	44,000	3,700	8.8	121,000	123,000	10,900	9	234,000	237,000	22,200	9
44,000	45,000	3,800	8.8	123,000	125,000	11,100	9	237,000	240,000	22,500	9
45,000	46,000	3,900	8.8	125,000	127,000	11,300	9	240,000	243,000	22,800	9
46,000	47,000	4,000	8.8	127,000	129,000	11,500	9	243,000	246,000	23,100	9
47,000	48,000	4,100	8.8	129,000	131,000	11,700	9	246,000	249,000	23,400	9
48,000	49,000	4,200	8.8	131,000	133,000	11,900	9	249,000	252,000	23,700	9
49,000	50,000	4,300	8.8	133,000	135,000	12,100	9	252,000	255,000	24,000	9
50,000	51,000	4,400	8.8	135,000	137,000	12,300	9	255,000	258,000	24,300	9

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
			以上	未満			以上	未満		
258,000	261,000	24,600	%	414,000	418,000	45,900	%	614,000	618,000	76,600
261,000	264,000	24,900	%	418,000	422,000	46,500	%	618,000	622,000	77,400
264,000	267,000	25,200	%	422,000	426,000	47,100	%	622,000	626,000	78,200
267,000	270,000	25,500	%	426,000	430,000	47,700	%	626,000	630,000	79,000
270,000	273,000	25,800	%	430,000	434,000	48,300	%	630,000	634,000	79,800
273,000	276,000	26,100	%	434,000	438,000	48,900	%	634,000	638,000	80,600
276,000	279,000	26,400	%	438,000	442,000	49,500	%	638,000	642,000	81,400
279,000	282,000	26,700	%	442,000	446,000	50,100	%	642,000	646,000	82,200
282,000	285,000	27,000	%	446,000	450,000	50,700	%	646,000	650,000	83,000
285,000	288,000	27,300	%	450,000	454,000	51,300	%	650,000	655,000	83,800
288,000	291,000	27,600	%	454,000	458,000	51,900	%	655,000	660,000	84,600
291,000	294,000	27,900	%	458,000	462,000	52,500	%	660,000	665,000	85,400
294,000	297,000	28,200	%	462,000	466,000	53,100	%	665,000	670,000	86,200
297,000	300,000	28,500	%	466,000	470,000	53,700	%	670,000	675,000	87,000
300,000	303,000	28,800	%	470,000	474,000	54,300	%	675,000	680,000	88,800
303,000	306,000	29,200	%	474,000	478,000	54,900	%	680,000	685,000	89,600
306,000	309,000	29,700	%	478,000	482,000	55,500	%	685,000	690,000	90,400
309,000	312,000	30,100	%	482,000	486,000	56,100	%	690,000	695,000	91,200
312,000	315,000	30,600	%	486,000	490,000	56,700	%	695,000	700,000	92,000
315,000	318,000	31,000	%	490,000	494,000	57,300	%	700,000	705,000	92,800
318,000	321,000	31,500	%	494,000	498,000	57,900	%	705,000	710,000	94,600
321,000	324,000	31,900	%	498,000	502,000	58,500	%	710,000	715,000	95,400
324,000	327,000	32,400	%	502,000	506,000	59,100	%	715,000	720,000	96,200
327,000	330,000	32,800	%	506,000	510,000	59,700	%	720,000	725,000	97,000
330,000	333,000	33,300	%	510,000	514,000	60,300	%	725,000	730,000	98,800
333,000	336,000	33,700	%	514,000	518,000	60,900	%	730,000	735,000	99,600
336,000	339,000	34,200	%	518,000	522,000	61,500	%	735,000	740,000	100,400
339,000	342,000	34,600	%	522,000	526,000	62,100	%	740,000	745,000	101,200
342,000	345,000	35,100	%	526,000	530,000	62,700	%	745,000	750,000	102,000
345,000	348,000	35,500	%	530,000	534,000	63,300	%	750,000	755,000	103,800
348,000	351,000	36,000	%	534,000	538,000	63,900	%	755,000	760,000	104,600
351,000	354,000	36,400	%	538,000	542,000	64,500	%	760,000	765,000	105,400
354,000	357,000	36,900	%	542,000	546,000	65,100	%	765,000	770,000	106,200
357,000	360,000	37,300	%	546,000	550,000	65,700	%	770,000	775,000	107,000
360,000	363,000	37,800	%	550,000	554,000	66,300	%	775,000	780,000	108,800
363,000	366,000	38,200	%	554,000	558,000	66,900	%	780,000	785,000	109,600
366,000	369,000	38,700	%	558,000	562,000	67,500	%	785,000	790,000	110,400
369,000	372,000	39,100	%	562,000	566,000	68,100	%	790,000	795,000	111,200
372,000	375,000	39,600	%	566,000	570,000	68,700	%	795,000	800,000	112,800
375,000	378,000	40,000	%	570,000	574,000	69,300	%	800,000	805,000	113,800
378,000	381,000	40,500	%	574,000	578,000	69,900	%	805,000	810,000	114,800
381,000	384,000	40,900	%	578,000	582,000	70,500	%	810,000	815,000	115,800
384,000	387,000	41,400	%	582,000	586,000	71,100	%	815,000	820,000	116,800
387,000	390,000	41,800	%	586,000	590,000	71,700	%	820,000	825,000	117,800
390,000	394,000	42,300	%	590,000	594,000	72,300	%	825,000	830,000	118,800
394,000	398,000	42,900	%	594,000	598,000	72,900	%	830,000	835,000	119,800
398,000	402,000	43,500	%	598,000	602,000	73,500	%	835,000	840,000	120,800
402,000	406,000	44,100	%	602,000	606,000	74,200	%	840,000	845,000	121,800
406,000	410,000	44,700	%	606,000	610,000	75,000	%	845,000	850,000	122,800
410,000	414,000	45,300	%	610,000	614,000	75,800	%	850,000	855,000	123,800

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円 855,000	円 860,000	円 124,800	% 14	円 1,000,000	円 1,500,000	(イ)の金額に 25%を乗じて 算出した金 額から 96,200円を 控除した金 額	%	円 10,000,000	円 20,000,000	(イ)の金額に 55%を乗じて 算出した金 額から 1,431,200 円を控除し た金額	%
860,000	865,000	125,800	14								
865,000	870,000	126,800	14								
870,000	875,000	127,800	14								
875,000	880,000	128,800	14								
880,000	885,000	129,800	14	1,500,000	2,200,000	(イ)の金額に 30%を乗じて 算出した金 額から 171,200円を 控除した金 額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に 60%を乗じて 算出した金 額から 2,431,200 円を控除し た金額	
885,000	890,000	130,800	14								
890,000	895,000	131,800	14								
895,000	900,000	132,800	14								
900,000	905,000	133,800	14								
905,000	910,000	134,800	14	2,200,000	3,000,000	(イ)の金額に 35%を乗じて 算出した金 額から 281,200円を 控除した金 額		30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に 65%を乗じて 算出した金 額から 3,931,200 円を控除し た金額	
910,000	915,000	135,800	14								
915,000	920,000	136,800	14								
920,000	925,000	137,800	14								
925,000	930,000	138,800	15								
930,000	935,000	139,800	15	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に 40%を乗じて 算出した金 額から 431,200円を 控除した金 額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に 70%を乗じて 算出した金 額から 6,181,200 円を控除し た金額	
935,000	940,000	140,800	15								
940,000	945,000	141,800	15								
945,000	950,000	142,800	15								
950,000	955,000	143,800	15								
955,000	960,000	144,800	15	4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に 45%を乗じて 算出した金 額から 631,200円を 控除した金 額		60,000,000	円以上	(イ)の金額に 75%を乗じて 算出した金 額から 9,181,200 円を控除し た金額	
960,000	965,000	145,800	15								
965,000	970,000	146,800	15								
970,000	975,000	147,800	15								
975,000	980,000	148,800	15								
980,000	985,000	149,800	15	6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に 50%を乗じて 算出した金 額から 931,200円を 控除した金 額					
985,000	990,000	150,800	15								
990,000	995,000	151,800	15								
995,000	1,000,000	152,800	15								

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和42年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(→)

課税山林所得金額			税額	課税山林所得金額			税額	課税山林所得金額			税額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	
	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
2,000	円未満	0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,000				
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,200				
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,400				
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	12,500				
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	12,700				
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	12,900				
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,100				
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,200				
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	13,400				
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	13,600				
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	13,800				
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	13,900				
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,100				
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	14,300				
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	14,500				
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	14,600				
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	14,800				
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,000				
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	15,200				
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	15,400				
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	15,500				
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	15,700				
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	15,900				
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	16,100				
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	16,200				
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	16,400				
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	16,600				
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	16,800				
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	16,900				
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	17,100				
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	17,400				
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	17,600				
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,800	204,000	207,000	17,900				
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,000	207,000	210,000	18,200				
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,200	210,000	213,000	18,400				
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,400	213,000	216,000	18,700				
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,500	216,000	219,000	19,000				
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,700	219,000	222,000	19,200				
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	9,900	222,000	225,000	19,500				
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,100	225,000	228,000	19,800				
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,200	228,000	231,000	20,000				
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,400	231,000	234,000	20,300				
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,600	234,000	237,000	20,500				
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	10,800	237,000	240,000	20,800				
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,000	240,000	243,000	21,100				
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,100	243,000	246,000	21,300				
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,300	246,000	249,000	21,600				
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,500	249,000	252,000	21,900				
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	11,700	252,000	255,000	22,100				
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	11,800	255,000	258,000	22,400				

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	22,700	414,000	418,000	36,400	614,000	618,000	55,400
261,000	264,000	22,900	418,000	422,000	36,700	618,000	622,000	55,800
264,000	267,000	23,200	422,000	426,000	37,100	622,000	626,000	56,200
267,000	270,000	23,400	426,000	430,000	37,400	626,000	630,000	56,600
270,000	273,000	23,700	430,000	434,000	37,800	630,000	634,000	57,000
273,000	276,000	24,000	434,000	438,000	38,100	634,000	638,000	57,400
276,000	279,000	24,200	438,000	442,000	38,500	638,000	642,000	57,800
279,000	282,000	24,500	442,000	446,000	38,800	642,000	646,000	58,200
282,000	285,000	24,800	446,000	450,000	39,200	646,000	650,000	58,600
285,000	288,000	25,000	450,000	454,000	39,600	650,000	655,000	59,000
288,000	291,000	25,300	454,000	458,000	39,900	655,000	660,000	59,500
291,000	294,000	25,600	458,000	462,000	40,300	660,000	665,000	60,000
294,000	297,000	25,800	462,000	466,000	40,600	665,000	670,000	60,500
297,000	300,000	26,100	466,000	470,000	41,000	670,000	675,000	61,000
300,000	303,000	26,400	470,000	474,000	41,300	675,000	680,000	61,500
303,000	306,000	26,600	474,000	478,000	41,700	680,000	685,000	62,000
306,000	309,000	26,900	478,000	482,000	42,000	685,000	690,000	62,500
309,000	312,000	27,100	482,000	486,000	42,400	690,000	695,000	63,000
312,000	315,000	27,400	486,000	490,000	42,700	695,000	700,000	63,500
315,000	318,000	27,700	490,000	494,000	43,100	700,000	705,000	64,000
318,000	321,000	27,900	494,000	498,000	43,400	705,000	710,000	64,500
321,000	324,000	28,200	498,000	502,000	43,800	710,000	715,000	65,000
324,000	327,000	28,500	502,000	506,000	44,200	715,000	720,000	65,500
327,000	330,000	28,700	506,000	510,000	44,600	720,000	725,000	66,000
330,000	333,000	29,000	510,000	514,000	45,000	725,000	730,000	66,500
333,000	336,000	29,300	514,000	518,000	45,400	730,000	735,000	67,000
336,000	339,000	29,500	518,000	522,000	45,800	735,000	740,000	67,500
339,000	342,000	29,800	522,000	526,000	46,200	740,000	745,000	68,000
342,000	345,000	30,000	526,000	530,000	46,600	745,000	750,000	68,500
345,000	348,000	30,300	530,000	534,000	47,000	750,000	755,000	69,000
348,000	351,000	30,600	534,000	538,000	47,400	755,000	760,000	69,500
351,000	354,000	30,800	538,000	542,000	47,800	760,000	765,000	70,000
354,000	357,000	31,100	542,000	546,000	48,200	765,000	770,000	70,500
357,000	360,000	31,400	546,000	550,000	48,600	770,000	775,000	71,000
360,000	363,000	31,600	550,000	554,000	49,000	775,000	780,000	71,500
363,000	366,000	31,900	554,000	558,000	49,400	780,000	785,000	72,000
366,000	369,000	32,200	558,000	562,000	49,800	785,000	790,000	72,500
369,000	372,000	32,400	562,000	566,000	50,200	790,000	795,000	73,000
372,000	375,000	32,700	566,000	570,000	50,600	795,000	800,000	73,500
375,000	378,000	33,000	570,000	574,000	51,000	800,000	805,000	74,000
378,000	381,000	33,200	574,000	578,000	51,400	805,000	810,000	74,500
381,000	384,000	33,500	578,000	582,000	51,800	810,000	815,000	75,000
384,000	387,000	33,700	582,000	586,000	52,200	815,000	820,000	75,500
387,000	390,000	34,000	586,000	590,000	52,600	820,000	825,000	76,000
390,000	394,000	34,300	590,000	594,000	53,000	825,000	830,000	76,500
394,000	398,000	34,600	594,000	598,000	53,400	830,000	835,000	77,000
398,000	402,000	35,000	598,000	602,000	53,800	835,000	840,000	77,500
402,000	406,000	35,300	602,000	606,000	54,200	840,000	845,000	78,000
406,000	410,000	35,700	606,000	610,000	54,600	845,000	850,000	78,500
410,000	414,000	36,000	610,000	614,000	55,000	850,000	855,000	79,000

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	79,500	1,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から81,000円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,656,000円を控除した金額
860,000	865,000	80,000						
865,000	870,000	80,500						
870,000	875,000	81,000						
875,000	880,000	81,500						
880,000	885,000	82,000	3,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から231,000円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,156,000円を控除した金額
885,000	890,000	82,500						
890,000	895,000	83,000						
895,000	900,000	83,500						
900,000	905,000	84,000						
905,000	910,000	84,500	5,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,156,000円を控除した金額
910,000	915,000	85,000						
915,000	920,000	85,500						
920,000	925,000	86,000						
925,000	930,000	86,500						
930,000	935,000	87,000	7,500,000	11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から856,000円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,856,000円を控除した金額
935,000	940,000	87,500						
940,000	945,000	88,000						
945,000	950,000	88,500						
950,000	955,000	89,000						
955,000	960,000	89,500	11,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,406,000円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,906,000円を控除した金額
960,000	965,000	90,000						
965,000	970,000	90,500						
970,000	975,000	91,000						
975,000	980,000	91,500						
980,000	985,000	92,000	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,156,000円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,906,000円を控除した金額
985,000	990,000	92,500						
990,000	995,000	93,000						
995,000	1,000,000	93,500						
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から6,000円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,156,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

族等の数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税 総 所 得 金 額 等									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
219,500	円未満	229,500	円未満	239,500	円未満	249,500	円未満	259,500	円未満
250,000	250,000	229,500	400,000	380,000	440,000	420,000	480,000	450,000	520,000
420,000	420,000	400,000	470,000	440,000	530,000	480,000	710,000	520,000	760,000
670,000	670,000	470,000	740,000	530,000	810,000	710,000	910,000	760,000	1,140,000
1,120,000	1,120,000	740,000	1,230,000	810,000	1,410,000	910,000	1,690,000	1,140,000	1,790,000
3,120,000	3,120,000	1,230,000	3,320,000	1,410,000	3,520,000	1,690,000	3,720,000	1,790,000	4,150,000
11,730,000	11,730,000	3,320,000	12,730,000	3,520,000	13,730,000	3,720,000	14,730,000	4,150,000	15,730,000
20,000,000	20,000,000	12,730,000	20,000,000	13,730,000	20,000,000	14,730,000	20,000,000	15,730,000	20,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第七十八条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

第一項第一号に掲げる金額から35,000円を控除した金額が昭和42年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和42年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

昭和41年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶養親									
	0人		1人		2人		3人			
	昭和41年分の課									
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満
0%		172,000円未満			189,500円未満		199,500円未満		209,500円未満	
60										
65										
70										
75									209,500	370,000
80						199,500	390,000		370,000	460,000
85				189,500	430,000	390,000	700,000		460,000	800,000
90				430,000	1,630,000	700,000	2,250,000		800,000	2,450,000
95	172,000	6,580,000	1,630,000	8,330,000	20,000,000	2,250,000	9,330,000	20,000,000	2,450,000	10,730,000
99	6,580,000	20,000,000	8,330,000	20,000,000		9,330,000	20,000,000	10,730,000		20,000,000

(注)

- (一) この表は、昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和41年分の課税総所得金額等」とは、附則第九条第一項第二号(昭和四十二年分の予定納税基準額の
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき旧法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受け
 - (三) 昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第九条

族等の数											
4人		5人		6人		7人		8人以上			
税総所得金額等											
以上	未満										
175,000 円	円未満	178,000 円	円未満	180,000 円	円未満	183,000 円	円未満	185,000 円	円未満	185,000 円	円未満
175,000	390,000	178,000	440,000	180,000	490,000	220,000	670,000	350,000	720,000	350,000	350,000
390,000	2,250,000	440,000	2,500,000	490,000	2,750,000	670,000	3,280,000	720,000	3,530,000	720,000	3,530,000
2,250,000	5,000,000	2,500,000	5,000,000	2,750,000	5,000,000	3,280,000	5,000,000	3,530,000	5,000,000	3,530,000	5,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から3,500円を控除した金額が昭和43年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第四 昭和43年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

昭和42年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 42 年 分 の 課							
以上 %	未 満 円	以上 %	未 満 円	以 上 %	未 満 円	以 上 %	未 満 円	以 上 %
0	163,000 円未満		168,000 円未満		170,000 円未満		173,000 円未満	
85								
90							173,000	340,000
95			168,000	1,060,000	170,000	1,310,000	340,000	1,760,000
99	163,000	5,000,000	1,060,000	5,000,000	1,310,000	5,000,000	1,760,000	5,000,000

(注)

- (一) この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第十条第一項第二号(昭和四十三年分の予定納税基準額の
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適
 - (三) 昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第十条第

附則別表第五 昭和42年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,500	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	13,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	13,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	13,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,900
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	14,100
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	14,300
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	14,500
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	16,100
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	16,300
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	16,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	16,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	16,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	17,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	17,300
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	17,500
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	17,700
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	17,900
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	18,100
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	18,300
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	18,600
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	18,900
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,900	204,000	207,000	19,200
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,100	207,000	210,000	19,500
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,300	210,000	213,000	19,800
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,500	213,000	216,000	20,100
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,700	216,000	219,000	20,400
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,900	219,000	222,000	20,700
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	10,100	222,000	225,000	21,000
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,300	225,000	228,000	21,300
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,500	228,000	231,000	21,600
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,700	231,000	234,000	21,900
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,900	234,000	237,000	22,200
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	11,100	237,000	240,000	22,500
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,300	240,000	243,000	22,800
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,500	243,000	246,000	23,100
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,700	246,000	249,000	23,400
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,900	249,000	252,000	23,700
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	12,100	252,000	255,000	24,000
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	12,300	255,000	258,000	24,300

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	24,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	76,600
261,000	264,000	24,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	77,400
264,000	267,000	25,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	78,200
267,000	270,000	25,500	426,000	430,000	47,700	626,000	630,000	79,000
270,000	273,000	25,800	430,000	434,000	48,300	630,000	634,000	79,800
273,000	276,000	26,100	434,000	438,000	48,900	634,000	638,000	80,600
276,000	279,000	26,400	438,000	442,000	49,500	638,000	642,000	81,400
279,000	282,000	26,700	442,000	446,000	50,100	642,000	646,000	82,200
282,000	285,000	27,000	446,000	450,000	50,700	646,000	650,000	83,000
285,000	288,000	27,300	450,000	454,000	51,300	650,000	655,000	83,800
288,000	291,000	27,600	454,000	458,000	51,900	655,000	660,000	84,800
291,000	294,000	27,900	458,000	462,000	52,500	660,000	665,000	85,800
294,000	297,000	28,200	462,000	466,000	53,100	665,000	670,000	86,800
297,000	300,000	28,500	466,000	470,000	53,700	670,000	675,000	87,800
300,000	303,000	28,800	470,000	474,000	54,300	675,000	680,000	88,800
303,000	306,000	29,200	474,000	478,000	54,900	680,000	685,000	89,800
306,000	309,000	29,700	478,000	482,000	55,500	685,000	690,000	90,800
309,000	312,000	30,100	482,000	486,000	56,100	690,000	695,000	91,800
312,000	315,000	30,600	486,000	490,000	56,700	695,000	700,000	92,800
315,000	318,000	31,000	490,000	494,000	57,300	700,000	705,000	93,800
318,000	321,000	31,500	494,000	498,000	57,900	705,000	710,000	94,800
321,000	324,000	31,900	498,000	502,000	58,500	710,000	715,000	95,800
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	59,100	715,000	720,000	96,800
327,000	330,000	32,800	506,000	510,000	59,700	720,000	725,000	97,800
330,000	333,000	33,300	510,000	514,000	60,300	725,000	730,000	98,800
333,000	336,000	33,700	514,000	518,000	60,900	730,000	735,000	99,800
336,000	339,000	34,200	518,000	522,000	61,500	735,000	740,000	100,800
339,000	342,000	34,600	522,000	526,000	62,100	740,000	745,000	101,800
342,000	345,000	35,100	526,000	530,000	62,700	745,000	750,000	102,800
345,000	348,000	35,500	530,000	534,000	63,300	750,000	755,000	103,800
348,000	351,000	36,000	534,000	538,000	63,900	755,000	760,000	104,800
351,000	354,000	36,400	538,000	542,000	64,500	760,000	765,000	105,800
354,000	357,000	36,900	542,000	546,000	65,100	765,000	770,000	106,800
357,000	360,000	37,300	546,000	550,000	65,700	770,000	775,000	107,800
360,000	363,000	37,800	550,000	554,000	66,300	775,000	780,000	108,800
363,000	366,000	38,200	554,000	558,000	66,900	780,000	785,000	109,800
366,000	369,000	38,700	558,000	562,000	67,500	785,000	790,000	110,800
369,000	372,000	39,100	562,000	566,000	68,100	790,000	795,000	111,800
372,000	375,000	39,600	566,000	570,000	68,700	795,000	800,000	112,800
375,000	378,000	40,000	570,000	574,000	69,300	800,000	805,000	113,800
378,000	381,000	40,500	574,000	578,000	69,900	805,000	810,000	114,800
381,000	384,000	40,900	578,000	582,000	70,500	810,000	815,000	115,800
384,000	387,000	41,400	582,000	586,000	71,100	815,000	820,000	116,800
387,000	390,000	41,800	586,000	590,000	71,700	820,000	825,000	117,800
390,000	394,000	42,300	590,000	594,000	72,300	825,000	830,000	118,800
394,000	398,000	42,900	594,000	598,000	72,900	830,000	835,000	119,800
398,000	402,000	43,500	598,000	602,000	73,500	835,000	840,000	120,800
402,000	406,000	44,100	602,000	606,000	74,200	840,000	845,000	121,800
406,000	410,000	44,700	606,000	610,000	75,000	845,000	850,000	122,800
410,000	414,000	45,300	610,000	614,000	75,800	850,000	855,000	123,800

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	124,800	955,000	960,000	144,800	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額
860,000	865,000	125,800	960,000	965,000	145,800			
865,000	870,000	126,800	965,000	970,000	146,800			
870,000	875,000	127,800	970,000	975,000	147,800			
875,000	880,000	128,800	975,000	980,000	148,800			
880,000	885,000	129,800	980,000	985,000	149,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額
885,000	890,000	130,800	985,000	990,000	150,800			
890,000	895,000	131,800	990,000	995,000	151,800			
895,000	900,000	132,800	995,000	1,000,000	152,800			
900,000	905,000	133,800						
905,000	910,000	134,800	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に28%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	4,000,000	4,642,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額
910,000	915,000	135,800						
915,000	920,000	136,800						
920,000	925,000	137,800						
925,000	930,000	138,800						
930,000	935,000	139,800	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	4,642,000	1,457,700	円
935,000	940,000	140,800						
940,000	945,000	141,800						
945,000	950,000	142,800						
950,000	955,000	143,800						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (2) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (3) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (2) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (3) その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (ア) (ロ)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ブ) 当該申告書に新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
 - (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
 - (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円未満	円	円未満	円	円	円	円未満	円
256,875	256,875	149,500円未満	300,000	301,000	184,000	345,000	346,000	220,000
257,000	257,000	149,500	301,000	302,000	184,800	346,000	347,000	220,800
258,000	258,000	149,600	302,000	303,000	185,600	347,000	348,000	221,600
259,000	259,000	150,400	303,000	304,000	186,400	348,000	349,000	222,400
260,000	260,000	151,200	304,000	305,000	187,200	349,000	350,000	223,200
260,000	261,000	152,000	305,000	306,000	188,000	350,000	351,000	224,000
261,000	262,000	152,800	306,000	307,000	188,800	351,000	352,000	224,800
262,000	263,000	153,600	307,000	308,000	189,600	352,000	353,000	225,600
263,000	264,000	154,400	308,000	309,000	190,400	353,000	354,000	226,400
264,000	265,000	155,200	309,000	310,000	191,200	354,000	355,000	227,200
265,000	266,000	156,000	310,000	311,000	192,000	355,000	356,000	228,000
266,000	267,000	156,800	311,000	312,000	192,800	356,000	357,000	228,800
267,000	268,000	157,600	312,000	313,000	193,600	357,000	358,000	229,600
268,000	269,000	158,400	313,000	314,000	194,400	358,000	359,000	230,400
269,000	270,000	159,200	314,000	315,000	195,200	359,000	360,000	231,200
270,000	271,000	160,000	315,000	316,000	196,000	360,000	361,000	232,000
271,000	272,000	160,800	316,000	317,000	196,800	361,000	362,000	232,800
272,000	273,000	161,600	317,000	318,000	197,600	362,000	363,000	233,600
273,000	274,000	162,400	318,000	319,000	198,400	363,000	364,000	234,400
274,000	275,000	163,200	319,000	320,000	199,200	364,000	365,000	235,200
275,000	276,000	164,000	320,000	321,000	200,000	365,000	366,000	236,000
276,000	277,000	164,800	321,000	322,000	200,800	366,000	367,000	236,800
277,000	278,000	165,600	322,000	323,000	201,600	367,000	368,000	237,600
278,000	279,000	166,400	323,000	324,000	202,400	368,000	369,000	238,400
279,000	280,000	167,200	324,000	325,000	203,200	369,000	370,000	239,200
280,000	281,000	168,000	325,000	326,000	204,000	370,000	371,000	240,000
281,000	282,000	168,800	326,000	327,000	204,800	371,000	372,000	240,800
282,000	283,000	169,600	327,000	328,000	205,600	372,000	373,000	241,600
283,000	284,000	170,400	328,000	329,000	206,400	373,000	374,000	242,400
284,000	285,000	171,200	329,000	330,000	207,200	374,000	375,000	243,200
285,000	286,000	172,000	330,000	331,000	208,000	375,000	376,000	244,000
286,000	287,000	172,800	331,000	332,000	208,800	376,000	377,000	244,800
287,000	288,000	173,600	332,000	333,000	209,600	377,000	378,000	245,600
288,000	289,000	174,400	333,000	334,000	210,400	378,000	379,000	246,400
289,000	290,000	175,200	334,000	335,000	211,200	379,000	380,000	247,200
290,000	291,000	176,000	335,000	336,000	212,000	380,000	381,000	248,000
291,000	292,000	176,800	336,000	337,000	212,800	381,000	382,000	248,800
292,000	293,000	177,600	337,000	338,000	213,600	382,000	383,000	249,600
293,000	294,000	178,400	338,000	339,000	214,400	383,000	384,000	250,400
294,000	295,000	179,200	339,000	340,000	215,200	384,000	385,000	251,200
295,000	296,000	180,000	340,000	341,000	216,000	385,000	386,000	252,000
296,000	297,000	180,800	341,000	342,000	216,800	386,000	387,000	252,800
297,000	298,000	181,600	342,000	343,000	217,600	387,000	388,000	253,600
298,000	299,000	182,400	343,000	344,000	218,400	388,000	389,000	254,400
299,000	300,000	183,200	344,000	345,000	219,200	389,000	390,000	255,200

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	円
390,000	391,000	256,000	435,000	436,000	292,000	520,000	522,000	360,000	360,000
391,000	392,000	256,800	436,000	437,000	292,800	522,000	524,000	361,600	361,600
392,000	393,000	257,600	437,000	438,000	293,600	524,000	526,000	363,200	363,200
393,000	394,000	258,400	438,000	439,000	294,400	526,000	528,000	364,800	364,800
394,000	395,000	259,200	439,000	440,000	295,200	528,000	530,000	366,400	366,400
395,000	396,000	260,000	440,000	442,000	296,000	530,000	532,000	368,000	368,000
396,000	397,000	260,800	442,000	444,000	297,600	532,000	534,000	369,600	369,600
397,000	398,000	261,600	444,000	446,000	299,200	534,000	536,000	371,200	371,200
398,000	399,000	262,400	446,000	448,000	300,800	536,000	538,000	372,800	372,800
399,000	400,000	263,200	448,000	450,000	302,400	538,000	540,000	374,400	374,400
400,000	401,000	264,000	450,000	452,000	304,000	540,000	542,000	376,000	376,000
401,000	402,000	264,800	452,000	454,000	305,600	542,000	544,000	377,600	377,600
402,000	403,000	265,600	454,000	456,000	307,200	544,000	546,000	379,200	379,200
403,000	404,000	266,400	456,000	458,000	308,800	546,000	548,000	380,800	380,800
404,000	405,000	267,200	458,000	460,000	310,400	548,000	550,000	382,400	382,400
405,000	406,000	268,000	460,000	462,000	312,000	550,000	552,000	384,000	384,000
406,000	407,000	268,800	462,000	464,000	313,600	552,000	554,000	385,600	385,600
407,000	408,000	269,600	464,000	466,000	315,200	554,000	556,000	387,200	387,200
408,000	409,000	270,400	466,000	468,000	316,800	556,000	558,000	388,800	388,800
409,000	410,000	271,200	468,000	470,000	318,400	558,000	560,000	390,400	390,400
410,000	411,000	272,000	470,000	472,000	320,000	560,000	562,000	392,000	392,000
411,000	412,000	272,800	472,000	474,000	321,600	562,000	564,000	393,600	393,600
412,000	413,000	273,600	474,000	476,000	323,200	564,000	566,000	395,200	395,200
413,000	414,000	274,400	476,000	478,000	324,800	566,000	568,000	396,800	396,800
414,000	415,000	275,200	478,000	480,000	326,400	568,000	570,000	398,400	398,400
415,000	416,000	276,000	480,000	482,000	328,000	570,000	572,000	400,000	400,000
416,000	417,000	276,800	482,000	484,000	329,600	572,000	574,000	401,600	401,600
417,000	418,000	277,600	484,000	486,000	331,200	574,000	576,000	403,200	403,200
418,000	419,000	278,400	486,000	488,000	332,800	576,000	578,000	404,800	404,800
419,000	420,000	279,200	488,000	490,000	334,400	578,000	580,000	406,400	406,400
420,000	421,000	280,000	490,000	492,000	336,000	580,000	582,000	408,000	408,000
421,000	422,000	280,800	492,000	494,000	337,600	582,000	584,000	409,600	409,600
422,000	423,000	281,600	494,000	496,000	339,200	584,000	586,000	411,200	411,200
423,000	424,000	282,400	496,000	498,000	340,800	586,000	588,000	412,800	412,800
424,000	425,000	283,200	498,000	500,000	342,400	588,000	590,000	414,400	414,400
425,000	426,000	284,000	500,000	502,000	344,000	590,000	592,000	416,000	416,000
426,000	427,000	284,800	502,000	504,000	345,600	592,000	594,000	417,600	417,600
427,000	428,000	285,600	504,000	506,000	347,200	594,000	596,000	419,200	419,200
428,000	429,000	286,400	506,000	508,000	348,800	596,000	598,000	420,800	420,800
429,000	430,000	287,200	508,000	510,000	350,400	598,000	600,000	422,400	422,400
430,000	431,000	288,000	510,000	512,000	352,000	600,000	602,000	424,000	424,000
431,000	432,000	288,800	512,000	514,000	353,600	602,000	604,000	425,600	425,600
432,000	433,000	289,600	514,000	516,000	355,200	604,000	606,000	427,200	427,200
433,000	434,000	290,400	516,000	518,000	356,800	606,000	608,000	428,800	428,800
434,000	435,000	291,200	518,000	520,000	358,400	608,000	610,000	430,400	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
610,000	612,000	432,000	700,000	702,000	507,000	790,000	792,000	588,000
612,000	614,000	433,600	702,000	704,000	508,800	792,000	794,000	589,800
614,000	616,000	435,200	704,000	706,000	510,600	794,000	796,000	591,600
616,000	618,000	436,800	706,000	708,000	512,400	796,000	798,000	593,400
618,000	620,000	438,400	708,000	710,000	514,200	798,000	800,000	595,200
620,000	622,000	440,000	710,000	712,000	516,000	800,000	802,000	597,000
622,000	624,000	441,600	712,000	714,000	517,800	802,000	804,000	598,800
624,000	626,000	443,200	714,000	716,000	519,600	804,000	806,000	600,600
626,000	628,000	444,800	716,000	718,000	521,400	806,000	808,000	602,400
628,000	630,000	446,400	718,000	720,000	523,200	808,000	810,000	604,200
630,000	632,000	448,000	720,000	722,000	525,000	810,000	812,000	606,000
632,000	634,000	449,600	722,000	724,000	526,800	812,000	814,000	607,800
634,000	636,000	451,200	724,000	726,000	528,600	814,000	816,000	609,600
636,000	638,000	452,800	726,000	728,000	530,400	816,000	818,000	611,400
638,000	640,000	454,400	728,000	730,000	532,200	818,000	820,000	613,200
640,000	642,000	456,000	730,000	732,000	534,000	820,000	822,000	615,000
642,000	644,000	457,600	732,000	734,000	535,800	822,000	824,000	616,800
644,000	646,000	459,200	734,000	736,000	537,600	824,000	826,000	618,600
646,000	648,000	460,800	736,000	738,000	539,400	826,000	828,000	620,400
648,000	650,000	462,400	738,000	740,000	541,200	828,000	830,000	622,200
650,000	652,000	464,000	740,000	742,000	543,000	830,000	832,000	624,000
652,000	654,000	465,600	742,000	744,000	544,800	832,000	834,000	625,800
654,000	656,000	467,200	744,000	746,000	546,600	834,000	836,000	627,600
656,000	658,000	468,800	746,000	748,000	548,400	836,000	838,000	629,400
658,000	660,000	470,400	748,000	750,000	550,200	838,000	840,000	631,200
660,000	662,000	472,000	750,000	752,000	552,000	840,000	842,000	633,000
662,000	664,000	473,600	752,000	754,000	553,800	842,000	844,000	634,800
664,000	666,000	475,200	754,000	756,000	555,600	844,000	846,000	636,600
666,000	668,000	476,800	756,000	758,000	557,400	846,000	848,000	638,400
668,000	670,000	478,400	758,000	760,000	559,200	848,000	850,000	640,200
670,000	672,000	480,000	760,000	762,000	561,000	850,000	852,000	642,000
672,000	674,000	481,800	762,000	764,000	562,800	852,000	854,000	643,800
674,000	676,000	483,600	764,000	766,000	564,600	854,000	856,000	645,600
676,000	678,000	485,400	766,000	768,000	566,400	856,000	858,000	647,400
678,000	680,000	487,200	768,000	770,000	568,200	858,000	860,000	649,200
680,000	682,000	489,000	770,000	772,000	570,000	860,000	862,000	651,000
682,000	684,000	490,800	772,000	774,000	571,800	862,000	864,000	652,800
684,000	686,000	492,600	774,000	776,000	573,600	864,000	866,000	654,600
686,000	688,000	494,400	776,000	778,000	575,400	866,000	868,000	656,400
688,000	690,000	496,200	778,000	780,000	577,200	868,000	870,000	658,200
690,000	692,000	498,000	780,000	782,000	579,000	870,000円以上		給与等の金額から210,000円を控除した金額
692,000	694,000	499,800	782,000	784,000	580,800			
694,000	696,000	501,600	784,000	786,000	582,600			
696,000	698,000	503,400	786,000	788,000	584,400			
698,000	700,000	505,200	788,000	790,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和42年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 额	以 上	未 満	税 额	以 上	未 満	税 额	以 上	未 満	税 额
4,000円未満	0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500				
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700			
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900			
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100			
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300			
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500			
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700			
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900			
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100			
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300			
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500			
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700			
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900			
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100			
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300			
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500			
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700			
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900			
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100			
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300			
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500			
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700			
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900			
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100			
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300			
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500			
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700			
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900			
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100			
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300			
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600			
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900			
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200			
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500			
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800			
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100			
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400			
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700			
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000			
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300			
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600			
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900			
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200			
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500			
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800			
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100			
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400			
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700			
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000			
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300			

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			
以 上		未 満	以 上		未 满	以 上		未 满	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600	
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400	
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200	
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000	
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800	
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600	
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400	
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200	
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000	
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800	
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800	
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800	
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800	
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800	
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800	
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800	
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800	
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800	
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800	
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800	
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800	
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800	
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800	
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800	
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800	
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800	
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800	
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800	
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800	
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800	
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800	
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800	
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800	
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800	
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800	
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800	
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800	
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800	
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800	
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800	
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800	
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800	
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800	
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800	
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800	
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800	
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800	
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800	
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800	
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800	

昭和四十二年五月二十五日

衆議院会議録第十六号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000	1,720,000	124,800	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
1,760,000	1,770,000	129,800	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
1,810,000	1,820,000	134,800	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
1,860,000	1,870,000	139,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から481,200円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
1,910,000	1,920,000	144,800	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額	120,000,000	円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
1,960,000	1,970,000	149,800	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

より消滅した後に、その内国法人の同項に規定する事業年度の所得に対する法人税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更生があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更生の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更生の日」と読み替えるものとする。

第七十条の三中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改め、同条を第七十条の二とする。

第七十一条第一項中「二万五千円」を「三万円」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第九十三条中「資本等の金額」の下に「と利益積立金額等との合計額」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 解散の時における利益積立金額
二 清算中に内国法人（公益法人等及び人格の

ない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第二項の規定に該当するもの

を除く。）の合計額から、清算中に支払った負債の利子（これに準するものとして政令で定めるものを含む。）の額のうち、その元本である株式、出資又は受益証券に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

三 第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号（定義）に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当されたもの及び第二十六条第二項に規定する

外國法人税の額で清算中に還付を受けたものを「第六十九条」に改める。

第九十五条第二項中「その他大蔵省令で定める書類」を削り、同条第三項中「書類」を「明細書」に改める。

第九十六条中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第九十七条を次のように改める。

第九十九条を次のように改める。

（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第九十九条 内国法人である普通法人が解散した場合における清算所得に対する法人税の額は、清算所得の金額とみなし、かつ、第九十

は、解散による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

九条第一項又は第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

第百四条第一項第三号中「又は第二百一条第一項に規定する法人税額の一部の控除」を削る。

第百九条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第百十二条第一項第二号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三 第二項の被合併法人のその合併の時ににおける利益積立金額が合併法人に引き継がれた場合、その引き継がれた利益積立金額

第百十五条を次のように改める。

（合併の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第一百十五条 内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

第百二十七条第一項第二号中「前条第二項」を

「その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項」に、「その事実の生じた日の属する事業年度」

を「当該事業年度」に改める。

第一百二十九条第三項中「第七十条の二」を「第七十条」に改める。

第一百三十四条の二第一項中「第七十条の二」を「第七十七条」に、「同条第一項」を「その内国法人の同条第一項」に改める。

第一百三十五条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第一百四十五条第二項の表中「第七十条第八項」を「第六十九条第八項」に、「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に、「第七十条の二」を「第七十条の二」に改める。

(外國税額の還付金の益金不算入等に関する経過規定)

第三条 改正後の法人税法（以下「新法」という。）

第二十六条第二項（外國税額の還付金の益金不

算入）、第六十条（保険会社の契約者配当の損金

算入）、第六十八条（所得税額の控除）（賞金に係

る部分に限る。）、第六十九条（外國税額の控除）

及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定は、法

人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対

する法人税について適用し、法人の同日前に終

了した事業年度の所得に対する法人税について

は、なお従前の例による。

(経過規定の原則)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(同法第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清

周を含む。)において、施行日前に解散し又は合併した内国法人から受けた新法第二十四条第一項第三号又は第四号(解散又は合併の場合のみなし配当)に掲げる金額その他の資産につき同

項の規定により利益の配当又は剩余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該みなし配当の金額が当該百分の二十五に相当する金額の当する金額の残余財産の価額への算入については、なお従前の例による。

第二 内国法人が、施行日前に開始した事業年度(施行日前に解散した法人の清算中の期間を含む。)において、施行日以後に解散し又は合併した内国法人から受けた改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第二十四条第一項第三号又は第四号(解散又は合併の場合のみなし配当)に掲げる金額その他の資産につき同項の規定により利

益の配当又は剩余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、当該金額については、附則

第六条 新法第二十七条第一項第二号(青色申告の承認の取消し)(新法第二百四十六条第一項(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同

日の前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(青色申告の承認の取消しに関する経過規定)

第六条 新法第二十七条第一項第二号(青色申告の承認の取消し)(新法第二百四十六条第一項(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同

日の前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(青色申告の承認の取消しに関する経過規定)

第六条 新法第二十七条第一項第二号(青色申告の承認の取消し)(新法第二百四十六条第一項(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同

日の前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(青色申告の承認の取消しに関する経過規定)

第六条 新法第二十七条第一項第二号(青色申告の承認の取消し)(新法第二百四十六条第一項(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同

日の前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

理由

今次税制改正の一環として、課税所得の計算に関する基本的な考え方を明確にする規定を設けるほか、課税所得の計算の方法、申告の手続等についてその簡素化を図るとともに、清算所得に対する

年度(施行日以後に開始する事業

(中間申告に関する経過規定)

の勤続年数一年につき五万円とされている。控除方式を勤続年数に応じて遞増させる方
式に改めることとしている。

(2) 専従者控除制度の改正

青色申告者の専従者給与の控除について、四十三年分からその限度の法定(現行二四
万円)を廃止し、専従者の受けるべき給与の実態に即して必要経費への算入を認めることとしている。

(3) 税額控除制度の改正

(1) 寄付金控除の改正

もに、控除の足切限度額を現行の三〇万円から二〇万円に引き下げるのこととしている。すなわち改正後は、寄付金(所得金額の三%)(最高二〇万円)をこえる部分の金額がそのまま控除されることとなる。

(2) 障害者控除の改正

障害者控除、老年者控除、寡婦控除および勤労学生控除を税額控除から所得控除に改め、その控除額を扶養控除と同額の七万円とともに、所得五〇〇万円をこえる者については老年者控除を認めないこととしている。

(4) 少額財産非課税制度の改正

少額貯蓄非課税制度については、その適用要件を緩和し、その種類または店舗が二以上にわたっても、全種類、全店舗を通じて一〇〇万円をこえない限り、その利子所得については非課税とすることとしている。

(5) 所得税法の簡素化

(1) 資産所得の合算限度の引上げ

資産所得の合算課税を行なう所得の限度を三〇〇〇万円(現行二〇〇万円)に引き上げることとしている。

(2) 予定納税不要限度の引上げ

予定納税額の基礎となる金額が一万五〇〇円(現行一万二〇〇円)未満の場合には予定納税を要しないこととしている。

(3) 年末調整の合理化

年末調整の合理化

(1) 小規模企業共済掛金控除の創設

小規模企業共済法が改正されることとなることに伴い、小規模企業が事業廃止等に備える共済掛金を支払った場合には、その全額について所得控除を行なうこととしている。(現行 生命保険料控除の枠内で控除)。

(2) 山林所得、譲渡所得等の特別控除の引上

することとしている。

(3) 小規模事業所の源泉徴収納期の特例の拡大

使用者が常時十人未満の小規模事業所については、給与所得等に係る源泉徴収税額の納期を年二回(現行 四回)に改めることとしている。

(4) 源泉徴収制度の整備合理化

社会保険診療報酬等に対する源泉徴収における減免制度(現行 免税点制度)を採用するとともに、源泉徴収の対象範囲に新たにパートのホステスの報酬等を加えるほか、報酬等に対する源泉徴収税率を一〇%および二〇%の二段階制(現行 一〇%一本)に改めることとしている。

としている。

(5) 小規模事業者の現金主義による所得計算

小規模事業を営む青色申告者については、新たに現金主義による所得計算方法を認めることとしている。

社会保険診療報酬等に対する源泉徴収における減免制度(現行 免税点制度)を採用するとともに、源泉徴収の対象範囲に新たにパートのホステスの報酬等を加えるほか、報酬等に対する源泉徴収税率を一〇%および二〇%の二段階制(現行 一〇%一本)に改めることとしている。

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(一) 清算所得に対する課税方式の変更

法人が解散または合併により消滅した場合の清算所得に対する課税については、清算に伴つて生ずる法人所得についてのみ法人税を課税することとし、清算分配金は、これを受けたる株主に対して配当所得として所得税課税を行なうこととしている（現行 両者を一括して法人税として課税している）。

なお、右の改正に伴い、清算所得に対する法人税率を次のとおり引き下げるとしている。

(1) 普通法人 三〇%（現行 四一%）
(2) 協同組合等 二一%（現行 三五%）

(二) 中間申告不要限度の引上げ

中間申告により納付すべき税額が三万円（現行 二万五〇〇〇円）以下の場合には、その申告および納付を要しないこととしている。

(三) 合併の場合の外國税額控除等の引繼

法人の合併が行なわれた場合、被合併法人について控除できることとなつていていた外國税額等は、合併法人においても控除できること

としている（現行 合併法人に引き継いで控除することができない）。

除することができない）。

(四) その他

他法人税の課税所得に関する会計慣行の尊重等所要の規定の整備合理化をはかることとしている。

(二) 割賦販売に係る特例適用の要件の緩和その他の規定の整備合理化をはかることとしている。

(三) 生命保険金の非課税限度額の改正

生命保険金の非課税限度額を、各相続人の受取金額のいかんにかかわらず、一〇〇万円に法定相続人の数を乗じた金額（現行 各相続人ごとに一〇〇万円）に改めることとしている。

二 議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、清算所得に対する課税の合理化および税制の簡素化等をはかるための措置として妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(一) 配偶者に対する相続税の減税

相続または遺贈によつて財産を取得した者

が被相続人の配偶者である場合には、遺産額三千万円までの相続分について、現行の半額課税を全額免税に改めることとしている。

課税を全額免税に改めることとしている。

(二) 死亡退職金の非課税限度額の改正

死亡退職金の非課税限度額を、五〇万円に法定相続人の数を乗じた金額（現行 五〇万円に法定相続人の数を乗じた金額）に改めることとしている。

右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、公共下水道の整備の円滑な促進を図るため、終末処理場の維持管理を除き公共下水道に關する事項の所管大臣を建設大臣とする

四 相続税の納付税額の計算の簡素化

相続税の総額をもととして各相続人および受遺者との相続税を計算する場合のあん分計算は、各人が実際に取得した財産の価額（現行 実際に取得した財産の価額から一定金額を控除した残額）によつて行なうこととしている。

(一) 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

(二) 配偶者に対する相続税の減税

相続または遺贈によつて財産を取得した者

二 議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、配偶者に係る相続税を軽減するとともに、税制の簡素化等をはかるための措置として妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

1 終末処理場の維持管理を除き、公共下水道に關する事項の所管大臣を建設大臣とする

2 建設大臣は、公共下水道の事業計画を認可しようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならないものとすること。

3 厚生大臣は、終末処理場の維持管理に關し、公共下水道管理者に対し所要の勧告を行なうことができるものとすること。

4 議案の可決理由

公共下水道の整備の円滑な促進を図るため、終末処理場の維持管理に関する事項以外の事項は、すべて建設大臣の所管に改める等の本案の措置は、妥当なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

建設委員長 森下 國雄

衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕

下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、下流に大都市を有する河川の水質保全を図るために、特に緊急に整備することを要する公

共下水道に対する国庫補助については、特段の措置を講ずべきである。

右決議する。

3 下水道整備緊急措置法案(内閣提出)に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

本案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図り、もつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とするもので、その主な内容は次の通りである。

1 建設大臣は、昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

2 建設大臣は、下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、經濟企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならないものとすること。

3 建設大臣は、下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、經濟企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならないものとすること。

4 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならないものとすること。

3 設立大臣が事業団の輸出用生糸販賣業務を認可するにあたっては、事業団が蘭及び生糸の価格の適正な水準における安定を図るために必要な数量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため特に必要がある場合にその輸出を実施するため特別に必要な場合に付するものとすること。

4 事業団が輸出するために買入れた生糸の売渡しを行なうにあたっては、相手側に対し、その生糸を輸出すべきことその他の必要な条件を附さなければならないものとすること。

5 事業団は、生糸の輸出の増進を図る措置として、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

建設委員長 森下 國雄

衆議院議長 石井光次郎殿

日本蚕糸事業團法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

本案は、最近における生糸の輸出の減退に対して、生糸の輸出を確保するために必要な生糸の輸出を確保するため特別に必要な場合に付するものとすること。

2 事業団は、生糸の輸出の増進を図る措置として、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

建設委員長 森下 國雄

衆議院議長 石井光次郎殿

日本蚕糸事業團法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 議案の要旨及び目的

本案は、最近における生糸の輸出の減退に対して、生糸の輸出を確保するため、日本蚕糸事業團に輸出すべき生糸の買入れ、売渡し等の業務を行なわせることを目的として提出され

たものであり、その内容は次のとおりである。

1 事業団は、本来の価格安定業務の他に、当分の間、あらかじめ農林大臣の認可を受け、生糸の輸出を確保するために必要な生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務を行なうことができるものとすること。

2 建設大臣は、公共下水道の事業計画を認可しようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする

る。

右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

農林水産委員長 本名 武

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて左記に留意しその実現に努めるべきである。

記

一 従来の蚕糸政策が一貫性を欠き養蚕農家の生

産意欲を阻害した経緯にかんがみ、この際内外

生糸の長期にわたる確実な需給見通しを立て、

これに即した確固たる繭の増産対策を策定し、

必要な予算措置を講じて強力に推進すること。

特に山村地帯における養蚕業の普及に努めるこ

と。

二 外国産生糸の輸入がわが国蚕糸業の振興に及

ぼす影響にかんがみ、事業団の活用等により輸

入生糸の調整措置を講ずるとともに、あわせて

繭価格安定に資する方途をすみやかに検討す

ること。

ロ 大阪学芸大学の名称を大阪教育大学に、
秋田大学及び大阪学芸大学の学芸学部を教
育学部に改めること。

なお、生糸及び乾糸の取引所に対する指導を

一 そう強化してその投機的要因の除去に努める

こと。

三 基準価格設定に当たつては、繭価格安定法

及び日本蚕糸事業団法の規定の趣旨に沿うよ

う、特に生産費算定の適正化について検討する

こと。

右決議する。

八 九州芸術工科大学を新設すること。

二 帯広畜産、愛媛及び宮崎の三国立大学に
大学院を新設すること。

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、高等専門学校に、商船に関する学科を置き、その修業年限は、五年六月とするよう学校教育法を改正することは適当と認められるので、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

ホ 新潟大学に脳研究所を、京都大学に共同利用の靈長類研究所をそれぞれ附置し、東京大学附置の伝染病研究所、金沢大学附置の結核研究所、京都大学附置の結核研究所及び長崎大学附置の風土病研究所の名称及び目的を改めること。

ハ 九州芸術工科大学を新設すること。

二 帯広畜産、愛媛及び宮崎の三国立大学に

等専門学校に、商船に関する学科を置き、その修業年限は、五年六月とするよう学校教育法を改正することは適当と認められるので、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度文部省所管国立学校特別会計

予算に、七億七千八百九十四万円が計上されて

いる。

右報告する。

昭和四十二年五月二十四日

文教委員長 床次 德二

衆議院議長 石井光次郎殿

(小字は修正)

〔別紙〕

附 則

3 山形大学及び茨城大学の各文理学部、東京工業大学の理工学部並びに大阪外国语大学短期

大学部及び岡山大学法経短期大学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項

及び第三条の三第二項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日に当該学部又は短期大

学に人文学部及び理学部をそれぞれ新設すること。

4 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行すること。ただし、1のハについては、昭和四十三年四月一日から施行すること。

学部に在学する者が当該学部又は短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のよう改正する。

第七十条の三第一項中「学科」の下に「又は商船に関する学科」を加える。

第七十条の四中「五年」を「工業に関する学科については、五年」とし、商船に関する学科については、「五年六月」に改める。

昭和四十一年五月二十五日 衆議院会議録第十六号(一)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価一部二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(郵送料込)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大字)